

平成29年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

平成29年12月5日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時57分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 1号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 7 議案第 1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 3号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 11 議案第 5号 第2次森町総合開発振興計画基本構想について
- 12 議案第 6号 平成29年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 13 議案第 7号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 14 議案第 8号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第 9号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 16 議案第10号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第11号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 議案第12号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 19 議案第13号 平成29年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 議案第14号 平成29年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 21 議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定について
- 22 意見書案第1号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 23 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 24 意見書案第3号 医療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書

25 意見書案第4号 国際平和のために日本国憲法9条を守り、生かすことを求める
意見書

26 議員の派遣について

27 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	三浦浩三君
	2番	菊地康博君		3番	加藤進君
	4番	黒田勝幸君		5番	山田誠君
	6番	檀上美緒子君		7番	河野文彦君
	8番	佐々木修君		9番	小杉久美子君
	10番	久保友子君		11番	木村俊広君
	12番	西村豊君		13番	堀合哲哉君
	14番	松田兼宗君		15番	宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	佐々木陽市郎君
総務課長	長瀬賢一君
選挙管理委員会 書記長併監査 事務局書記長	澤田勝則君
防災交通課長	小田桐克幸君
契約管理課長	小井田徹君
企画振興課長	川村勝幸君
税務課長	山田真人君
収納管理課長	柏渕茂君
保健福祉課長	住吉英勝君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長	千葉正一君
住民生活課長	金丸由起子君
環境課長	島田宏信君
農林課長	山本憲君
農業委員会事務局長	宮崎涉君
	鈴木修一君

水産課長	黒川安明君
商工労働観光課長	寺澤英樹君
商工労働観光課参事	横山崇裕君
建設課長	富原尚史君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	角野雄平君
町民サービス課長兼	伊賀野美子君
保健対策課長	増川正志君
教育課長	安藤仁君
学校教育課長	宮崎弘光君
社会教育課長兼	
公民館長兼	
図書館長	渡邊義教君
生涯学習課長	
体育課長兼	金丸孝也君
体育館長兼	
青少年会館長	池田仁志君
給食センター長	金丸義樹君
さくらの園・園長	坂田明仁君
病院事務長	水元良文君
上下水道課長	東谷直樹君
消防長	松田光治君
消防署長	

○出席事務局職員

事務局長	菊池一夫君
次長兼議事係長	村本政君
次長兼庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 承認第 1 号 専決処分した事件の報告について
平成29年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 3 議案第 1 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3 号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 4 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 7 議案第 5 号 第2次森町総合開発振興計画基本構想について
- 8 議案第 6 号 平成29年度森町一般会計補正予算（第8号）

- 9 議案第 7 号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 10 議案第 8 号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 9 号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第10号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第11号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正
予算（第2号）
- 14 議案第12号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 15 議案第13号 平成29年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第14号 平成29年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定に
ついて

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成29年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようにご協力をお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席8番、佐々木修君、議席9番、小杉久美子君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日及び12月7日の2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

9月会議以降今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、町内行事、

町外行事の重立ったものを参考資料としてお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、1点目は、ニチレイフーズと森林整備に関する協定を締結したことについてご報告いたします。昨年8月の台風10号の通過に伴い、当町では大規模な風倒木被害を受けました。倒木整理を行い、被害を受けた土地の復旧を検討していたところ、ニチレイフーズより森林保全活動の一環として町へ植栽事業協力の申し出があり、協定を締結することとなったものであります。植栽予定地は、北海道が環境面で社会的な貢献を希望している企業や団体を募集し、手入れの行き届かない森林の整備に結びつける北海道企業の森林づくりの登録森林であり、北海道より認定を受けております。9月29日に森町公民館で行われた協定調印式では、渡島総合振興局の小田原局長の立ち会いのもと、ニチレイフーズの大櫛社長と協定書を取り交わし、植栽予定地で記念植樹をいたしました。本事業は、ニチレイフーズが事業主体となり、森高校グラウンド裏の約1.3ヘクタールの町有地に平成38年までの10年間でソメイヨシノ400本を植樹する計画となっております。株式会社ニチレイフーズの森林保全活動に対する取り組みに対し感謝を申し上げますとともに、この協定の締結により植樹予定地が青葉ヶ丘公園、オニウシ公園に次ぐ桜の名所になることを期待しております。

2点目は、ホタテ養殖施設の復旧支援要請についてであります。去る9月18日の台風18号の通過に伴い、当町にあるホタテ養殖施設は2年続けて甚大な被害を受けました。特に噴火湾では森漁協が一番大きな被害を受け、二次災害が懸念されたことから、町では急遽各魚港へ砂を運搬し、早急な仮復旧を可能にしました。一方、被害状況を迅速に把握し、森町が中心となり、噴火湾沿岸の関係市町及び漁業協同組合に呼びかけ、10月18日には渡島総合振興局局長へ、10月27日には北海道知事及び道水産部へホタテ養殖施設の復旧支援要請を実施してまいりました。要望した支援内容は、1、町が行う財政支援への特別交付税措置、2、施設の強靱化対策に必要な整備費の交付金支援、3、低利な融資支援、4、施設の残骸等処理に係る支援の4項目であり、これら支援策によりホタテ養殖業の経営が継続できる体制を整えるものであります。今後は、ホタテ養殖施設の強靱化対策を促進し、漁業協同組合が管理する共同施設化を目指し、盤石なホタテ養殖経営が可能となる体制づくりを期待するものであります。

3点目は、2万人まつりについてであります。11月19日には、恒例の静岡県森町産業祭、もりもり2万人まつり&農協祭に招待を受け、関係者と一緒に参加してまいりました。今年は第30回目の節目に当たり、さらに盛大な開催でした。今後も互いの文化を経済交流に発展させ、さらにきずなを深め、有意義な交流を続けてまいりたいと一層に感じたところです。

4点目は、北海道立林業大学校の誘致についてであります。全国的に林業人材の不足、高齢化が進み、即戦力となる人材の育成が求められており、新規の林業専門大学校が全国各地に開校しております。そのような中、平成29年3月、北海道議会において林業大学校

など人材育成機関の設立に向けて有識者など幅広いご意見を伺いながら早急に検討を進めるとの知事答弁があり、全道各地で誘致活動が始まっているところです。当町においても林産業の振興発展を図るため、林業大学校を誘致したいと考えております。既に役場各課における推進体制を構築し、町内の各関係機関、関係企業などで組織する森町北海道立林業大学校誘致期成会を11月24日に設立したところです。今後は、情報収集や適切な時期を捉え、北海道への要請等を行う予定であります。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、町有バス観光PR表示してはどうか、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ここ数年前より各自治体が所有するバスに我が町の風景をデザインし、観光PRを目的としたバスが見受けられます。このたび議会の行政視察で森町と友好町であります青森県外ヶ浜町へ行ってきました。新幹線奥津軽いまべつ駅前には、バス全面に外ヶ浜町の風景をペインティングした町のバスが迎えにきてくださり、感激いたしました。森町内でもすばらしい風景がたくさんありますので、町有バスにペインティングし、走る広告塔として活用してはいかがでしょうか。町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

バスや電車の車体広告は、不特定多数の歩行者や運転者の目にとまりやすいことから、有効な媒体と認識しております。そのため、桜まつりへの来場を促すために森観光協会が期間を集中して実施しました函館市電への広告掲出に対し、町は支援を行ってきたところです。町有バスを観光PRの媒体として活用する場合、歩行者などに非常に強い印象を与える装飾が画有効であると考えますが、それには多額の費用がかかります。また、交通広告のメリットである接触率が高い大きな都市で数多く運行することで効果をもたらすとの見方が一般的なようです。このようなことから、町有バスを活用した交通広告につきまし

ては、費用対効果や他のPR方法などとも比較しながら、その必要性の調査にとどめたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 大体そんなところだろうかと、こう思っていました。現在、スクールバスは別ですよ、町のほうで使わせていただいているバスが中型車が3台とマイクロ2台と5台あります。そのうち、中型2台とマイクロ1台の3台が主に出ております。出勤回数は、5台合わせて218回でございます。町内は113回、渡島、檜山が83回、それ以外が22回、これ道内です。本州のほうはほとんどないと思います。そういうようなことで、まず一つの事例といたしまして、中型バスの203、これナンバーだと思うのですけれども、42人乗り、議会もよく利用させてもらっているのですけれども、これが平成26年1月に購入して、一番新しいバスでございます。これが年間55回、回数出ていまして、町内が1回、渡島、檜山が38回、その他16回。だから、その他16回は渡島、檜山以外の比較的遠くのほう、札幌方面とか走っていると思うのですけれども、

その中で、町長費用対効果の話していました。私もどのぐらいかかるのかなと思って調べてみました。そうしましたら、両サイドとバック3面で、今言いました42人乗りのバスですけれども、41万円なのです。それに消費税がかかりますので、45万ぐらいになるのかなと、こう思っております。だから、町長、金額的に大した金額でないの。それと、近隣の町も調べましたら、既に八雲町、七飯町やっています。それから、鹿部町も、けさ役場に電話かけたのです。そしたら、町民有志のご厚意で後ろだけやっているのあるそうです。それで、やはり全面やったほうがいいということで、今回予算を新規に計上したと、このようなお話、けさ聞きました。そういうようなことで、近隣でもやっております。それと、金額的にも45万のものが50万かかっても私は費用対効果は十分あると思っているのです。それで、道内には森町出身者の方もたくさんおります。そのバス見たときに、森町のすばらしい風景を見て感激すると思うのです。再度ふるさとを見直すいい機会になると思う。また行ってみようと、行ってみたいかと、こういう気持ちも起こすし、道内走りますので、道民の方々も森に一回行ってみたいと、また行ってみたいという、やはり宣伝効果が大きいと、私はそう思っているのです。ですから、何も5台あるのを5台やれとは言いませんけれども、利用度の高い特に道内を回るようなバスにまず試験的に1台でもやってみたらいいのではないかと、私はこう思っているのです。

それと、幸いふるさと納税も随分予想以上に皆さんからいただいているという経緯もございますので、これも本当に応援してくれる人は町を盛り上げてくれているのです。そのためにも、大いにそういうものに活用すると、そして町を売り込むと。町長、去年28年度の決算では渡島で森だけなのだ、観光客減っているの。大した減っていないけれども、森だけ減っている。ほかはみんな、新幹線効果って、そんなのでないのでしょうかけれども、幾らかずつ増えてきている。森が減っている現状もありますので、いろんな形の中で森町

を宣伝して、一人でも多くの観光客に来てもらうようにしなければならない。観光客が来てくれば、やはりそれなりの経済効果ありますので、町長、私は費用対効果は十分あると思いますので、その辺担当課と相談しながら前向きに検討していただきたいのと、このように思っておりますけれども、再度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

大変お詳しく調査されて、町の担当者よりもバスの運行回数については詳しく調べられたのかなと、そんなふうに関心いたしました。それで、いろいろと中身につきましても、バスの出動回数218回ですか、全てということでご報告いただいております。ちなみに、函館の市電、先ほど答えましたけれども、市電に対して広告を掲載しますと一月9万円ということだそうです。これ桜まつりの広告が主なのですが、ただ市電は1日何十往復するのかわからない、ちょっと確認とれていませんが、例えば1往復するとしたときに、一月大体24回、これが例えば30往復、40往復になると恐らく1日で、一月数千回と申しますか、以上の人目につく路面を走るわけです。通常の定期路線バスなどもそのような運行形態で、1日2往復ぐらい走りますと一月で、1年間で576回の効果あります。また、4往復ぐらい、大体函バスさんといいますか、そういうあれですと年間で1,000回以上を超える、そういう効果です。そういったことを考えますと、町有のバスが5台で二百十数回というのは回数としては非常に低いというふうに私思うのです。これが定期的に走っている、1日必ず走るというバスであれば1,000回、2,000回、そういうふうな数字になってきて、これは効果としても非常にあるのかなというふうに私考えます。ラッピングするときに、ラッピングのデザインですとか、そういうものでも、回数でもないと思うのです。確かに効果がないということではない。私も少なくとも効果があるというふうに捉えております。それから、高いから、安いからということではなく、高くても観光客にインパクトを与え、そしていろんな面で町の経済効果につながっていくのであれば、これが200万でも500万でも取り組むべきだと、そういうふうに考えます。逆に、安ければ反対にインパクトとして見た人に与えるインパクトが薄くて、それが効果がないのであれば、かけた意味がないのかなと、そういうふうに感じるころなのです。

ですから、宣伝、PRについてはいろんな方法があります。インターネットを使ったり、それからたくさんラジオ広告を打ったり、それからいろんなラジオ番組に出演したりとか、いろんな広告、方法あるのですけれども、最終的にはまず今どれが一番必要なのか、そして全体的に町予算、議員もご存じのように満度にあるわけではない。貴重な財源ですから、効率よく私どもも使いたいというふうに考えてございますので、これがラッピングバスを隣、ほかの町がやっているから森町もやるということではなく、もう一点としましては観光客の減、森町だけが観光客減っているという数字が以前新聞等に出ましたけれども、それもカウントの仕方がどうなのか、ちょっと不思議だなというふうに私どもも感じているのです。数え方がどうなのかということと、当然今まで以上に集まっている場所も間違いなくございますので、まずその必要性、どれを使っていくか、その中でラッピングが

確かに有利であればそこを検討していくという、まず前段の段階にとどめたいなど、そういうふうに思っております。いろんな方法、詳しく調査されたことにも感謝を申し上げながら、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 話聞いていれば、いかにやりたくないか、先延ばししたいか、そういうことを長々としゃべっているわけ、私にしたら。そうではなくて、費用対効果云々ということもあります。電車の話もしたけれども、そうではなくて、やる以上は効果なければだめだし、金かけるのだから。どうしたらできるかということを考えなければだめだ。

実は、7月の上旬に全道の町村議長会主催の議員研修会が毎年ございます。それに私たちもバスに乗って行きます。全国の町と村、ほとんど町ですけれども、各自治体が町所有のバスできますよ、ほとんど。中には営業車で来る人もありますけれども、最近は何となくかなりの自治体がバスに地元の写真、絵をラッピングして、すごいのです。それ見ただけでも町の勢いを感じるの。だから、そういう姿勢でなければだめだ。よその町がやったから、うちもやらなければならないということではなくて。そしたら、森町で先駆けて今まで町長になってからやったのあるのなら羅列してほしい。先駆けてやったのあるの。私は、ほとんどないと思っているのです。まねでなくていいけれども、いいものは取り入れてやっていかなければだめなの。よその町に先駆けて物事やらなかったら、おくれとるよ。そういう時代なの。もう少し積極的にやる気起こしてもらわなければだめだ。私はそう思っています。町長も5年になったのだから、もう少し独自性を出していかなければだめだ。そして、2期目は無投票で、町長に対する期待が大きいということなのだから、もう少し積極的に物事に当たってほしい。

私は、費用対効果は十分あると思っていますので、ぜひ早期にやっていただきたい。砂原のフラワーロード、約4キロ、北海道でもあんな道路なんてないわけだから、あれ桜咲いて、木の下に花咲くわけでしょう、すばらしい風景です。あんなのをばっとやったら、見た人は行ってみたいと思う。だから、森町にはそういうすばらしい風景がたくさんありますので、何とか早期に実現してほしいです。もう少し積極的な発言頼みます。もう一回お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと、私も5年目入らせていただいて、また当然にしてほかの自治体の取り組みや自分たちのまちのいろんな職員のアイデア等、優良なものは拾い上げて今日まで取り組んできた、そういうふうに考えてございます。いい例としては、ふるさと納税制度が非常にいい例なのかなと、そのように思いますけれども、全部羅列するまでもなく、皆さん方がいいものはいいいとして認めていただいているのかなと、そういうふうに感じてございます。

そういう中で、このラッピングについてなのですけれども、ラッピングバスって5年ぐらいしか大体もたないのです。一度やったら、5年ごとにこれは更新していかなければな

らない。そういう費用のこともございます。それから、ほかの、先ほども申し上げましたけれども、人目につく確率といたしまして非常に、申しわけありませんが、低いです。それから、そういったものでいろんなところと比べながら、最終的にこれが必要かどうか。全くやらないということには私は思っておりませんし、効果がないということは、先ほども申し上げましたけれども、思っておりません。必ず効果はあるのですけれども、それをどこに重点を持っていくかというのは全体で考えていかなければならない部分だと思います。あくまでも貴重な財源は全体として本当に効率のいいところにかけていきたいなど、そういうふうを考えていきながら、今回のラッピングバスについては必要性の調査をまず進めて、それからの次の段階に入っていきたい、そのように思っております。積極的でないというふうに言われるかもしれませんが、ほかの点では一生懸命やっていますので、どうかご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町有バスに観光PR表示してはどうかを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、防災（地震・津波・火山）訓練の充実について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

○5番（山田 誠君） おはようございます。私のほうは、通告に従いまして1点質問させていただきます。

近年、日本を初め世界各国において大規模な災害が発生し、大きな被害をもたらしており、我が森町もいつ災害に遭遇するかわかりません。平成29年10月12日に行われました地震津波避難訓練では、種々の事情があったにせよ、参加者が332人、率にして約2%と非常に少なく、まことに残念な結果でありました。ちなみに、隣の鹿部町さんでは12%弱、約490人が参加しているとの参加率でありました。森町の町民は、こんなにも防災に関しての意識が低かったのでしょうか。災害に対する危機感が全く不足していると思えます。さまざまな災害を見ましても、きちんと訓練等を行っている市町村は被害が少ないようです。やはり日ごろより防災意識を持って、非常持ち出し袋の整理、または各種ハザードマップ等の確認等々の習慣を身につけさせるべきだと私は思っております。特に砂原地区では、水産加工業者、または養殖業者が多く、またそれらに就労している町民も数多く、こういった家庭では日中は老人、要介護者の方々が残され、なかなか訓練にも参加できない状態にあるのが現実でございます。これは、自助、共助による防災対策が満足に行えない状況にあると言えます。町は、町民の生命、財産を守る責務がございます。町長は、このたびの避難訓練についてどのような問題点等々を把握し、検証したのでしょうか。

また、森町内の自主防災組織の組織率も非常に低うございまして、10%ほどと低い状況でございます。自主防災組織によって町民の防災意識の高揚が図られ、被害を未然に防ぐ一助となるのではないかと考えております。そのためにも、町で積極的に自主防災組織の

結成を促すべきと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

本年10月12日の地震津波避難訓練は、約34キロメートルにわたる海岸線を有する当町において、全ての津波浸水予想区域を対象に実施したもので、避難目標地点21カ所を設置しながら、主に関係町内会及び住民の皆様のご協力により訓練を実施いたしました。さて、本訓練の目的、狙いですが、昨年4月に全戸配布しました森町津波ハザードマップの改めでの周知、そして避難を開始してから避難目標地点までに要した時間、方法、経路等についてアンケート調査をもとに避難時の問題点を検証し、ハザードマップの改正などに役立てることを主眼としたものです。

アンケート調査結果の検証につきましては、まず森町津波避難計画で想定している津波の第1波到達時間までに全ての避難目標地点において避難できていることが確認されたことが挙げられます。このことは、計画の柱となる部分でありますので、今後も目標地点や避難経路について改善できることはないか精査してまいりたいと考えております。そのほか、意見、要望として、移動の際の問題点、例えば目標地点が思っていたより遠かった。急な坂や階段がある。そのようなことや、ペット対策、平常時からの備えなど、たくさんの声が寄せられておりますので、よりよい対応策について検討してまいりたいと思います。また、今回訓練は平日に行いましたが、今後はより多くの皆様に参加いただけるよう、土日の開催も視野に入れながら、あわせて周知の方法も工夫しながら実施してまいりたいと思います。

次に、自主防災組織についてですが、組織率は現在約14％であり、組織の育成について積極的な取り組みが必要であると認識しております。町では、平成28年度から地域防災力の向上、底上げに資することを目的として防災士資格取得希望者に対し、その費用を全額補助する制度を設けており、現在まで4名の方がこの制度により資格を取得しております。町といたしましても、防災士資格取得者で組織される森町防災士の会と連携を密にし、足並みをそろえながら自主防災組織の育成に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 今町長の答弁で避難ができているという話しされたのですけれども、何をもって避難ができたかと。わずか332人しか出ていないのです。それで本来の目的を達成したと言えるのかなと、ちょっと疑問が生じます。

それから、いろいろ意見を集約したということでございますけれども、これらのことは当然初めから知っている話であって、今言ったからどうのこうのではないと思うのです。この辺が私先ほど言ったように認識が危機感がないということだと思うのだ、町民の。これは、やっぱりもう少し町のほうでイニシアチブにとって強制的にいかないのだめだと思うのです。

なぜ私言うかといったら、前に阪神・淡路大震災、平成7年の1月17日に起こっている

のですけれども、このときに救助された方、これが住民たち、隣近所、住民たちで助けられた人が2万7,000人いる。約8割。それから、警察、消防、自衛隊等々がやった要するに公助、これは8,000人しかいない。2割しかいないのです。自分の命は自分で守る。または、隣の人方が協力して助け合うというのが主体なのです。だから、私うるさくさっきから言っているのです。自主防災組織ができない。さっき町長14%と言いましたけれども、もう少しきちっとした対応を各町民に認識させるというか、きちっと教えないとだめなのです。例えばビデオ、気仙沼へ我々視察に行ったけれども、気仙沼へ行ったときのビデオだとか、ああいうのを見たら、世間話で終わるような話でないですよ、あれ見たら。そういうことをきちっと対応させるべきなのです。そういうものやって、避難の心得、避難の知識だとか、そういうのを習得させるべきです。持たせるべきだと思います。今は全くないです。こういうアンケートに書くということは、全くないということなのです、逆な言い方しますと。

それと、自分たちで守る。先ほど言った守るということはしっかり理解させないと被害が大きくなるだけです、万が一来たら。町長もご存じだと思うのですけれども、災害対策基本法の第5条第2項に市町村の責務があるわけです。自発的な防災組織の充実を図って、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなさいとなっているわけです。何も努めていないでしょう。こういうふうに規定されているのです。そして、森町の自主防災組織設立及び活動補助金の要綱もあるわけです。これは平成29年の2月20日に再度改正して、あるわけです。ぜひ災害の被害を最小限にするために、やっぱり早急に自主防災組織を結成、つくらせる必要がある。先ほど防災士、全額補助で4名取ったと。防災士がやるのでないのです。町民がやらなければだめなのです。それは、防災士の方々もいろいろな協力体制はとるだろうと思うけれども、いざ災害になったらどうするかと。町長も知っているように、津波の場合は勝負時間は30分と言われているのです。30分の間にどうするかということ、パニックですよ。そういうようなことを日常から避難の心得、避難の知識等々と、さっき言ったようにハザードマップだとかハンドブック、火山もあるわけですから、そういうことをきちっと対応していただきたいなど。そうでないと、町民安心して働けないです。日中はほとんど健常者がうちにいないのだから、働きに行っている。残っているのは何らかの支障のある方々ばかり残っているのだ。その人方をいかにどういうふうに助けるか、救助するかということを考える。これは、自主防災組織の力でいかならないです。この前もテレビでやっていました。それを自力と言うのだということはこの前もやっていましたから、町長、少しふんどし締めて頑張ってやらせていただきたいなど。再度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

縷々防災に対する意識、本当に高めていかなければならないほど最近では自然災害、いろんな地震、津波、それから土砂崩れ、豪雨災害等発生しております。そういう関係では、町といたしましても担当課含め全課いろんな形で組織的なものは知識の中に入ってござい

ます。なかなか参加率が上がらない。それから、それについて地域の防災の組織が必要だということは私も本当に深く認識しております。一応組織率14%なのですが、形だけつくっても実際に活動できない、そういう組織では全く意味がない。これは、山田議員もご存じかと、そのように思います。そういったことがありますので、きちんとしたそれぞれの森町全域、砂原地域だけではございません。全域にわたって、そういったかなめになる、中心になる人物の育成をまず図っているところでございます。先ほど申し上げました防災士の資格取得、国家試験でございまして、これについて4名は取得した。それ以外に、北海道のほうで講習を受けて認定する、そういったこともございます。それについては、もっと多くの方が参加されて、取得してございます。ちょっと数字的には掌握していませんので、失礼をいたしますが、かなりの確率で町内の防災に対する意識というのが高まっているのは間違いないと、そのように思います。

そういった点で、地域によっては過去に災害に遭ったことがある、そういった点で少しの大雨でもすぐに避難されてくる方々がたくさんおいでです。今年の台風18号の日にも、前もってそういう避難所を開設したところ、本当に早くから、まだ天候が荒れる前からそこに避難されてこられた数名の方々がおりました。こういった点からも、意識は高いなど、そういうふうに思っております。ただ、その中で、山田議員のご質問にもあるように、住宅に残っている要支援者、誰かの助けを必要とする方々をどうするか、これは今後の課題として私どもも捉えておりますし、担当課、それから消防本部、あと警察、そういった点でも時々連携会議を持ちながら、それに対する対応をどうする。最後には自衛隊組織に当然要請をする可能性もございますが、そういったものも含めながら考え、検討していかなければならない。基本としてはもう既にあるのですけれども、今後さらにそれを充実し、実行に移すための準備を今現在しているところです。

もう一点、ちょっとつけ加えさせていただきますと、要支援者の名簿を今つくっている最中なのです。これがなかなかできない。災害に遭ったことない方々は、私たちは助けなくてもいいというふうに言って、個人情報、住所、連絡先、そういったものをを出してくれない。これが1つ課題としてございます。これについては、各町内会の会長さんにぜひ周知やその辺をまとめていただきたいということをお願いしているのですが、相変わらず100%にならない。こういったところをまず課題クリアしていきながら、先ほども申し上げましたけれども、今後要支援者を避難させるための訓練も含めまして町として検討して取り組んでいきたいと、そのように思っております。

これからも災害に対しては非常に重要な対応だと、そのように思います。違う国から空飛んでくる危険なものもありますので、それについてはなかなか難しいのですけれども、我々活火山駒ヶ岳も有しておりますから、全体を通して町民の安全をちゃんと確保するように努めてまいりたいと思いますことを申し上げまして、再質問の答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 失礼いたしました。

防災士の資格なのですが、国家資格ではなく民間資格の間違いでした。訂正いたしまして、おわび申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 前向きに進めてまいりたいということなのですが、町民を動かすためには、町内会と防災組織がほとんどイコールの地域が多いのです。だから、先ほど言ったように町内会のほうに言って、先ほど町長が言っているように消防の職員、または手のあいている防災士さんたちが行って、ビデオなり、その方法だとか、ハザードマップだとか、ハンドブックだとか、そういうものをある程度年に何回か説明して意識を高めていっていただきたいのと、こういうふうに思っているのです。

それで、管内でも非常に高い地域がありまして、知内が95%です。木古内が93%、松前が100%です。あの函館市でさえ52%。我が森町は14%、全く話になりません。こういうことではやっぱりだめなので、先般の道新さん、北海道新聞の11月20日付で、トークトークという新聞見たと思うのですが、鹿部のリゾート、駒ヶ岳噴火対策協議会というのがありまして、ここのリゾートに来ている方々約500人いるそうです。この中の中田さんという方が言われなくても自主防災組織をつくっている。やっぱり噴火が危ないと。我々もたまたまゴルフに行くのだけれども、噴火は相当気にしているのです。だから、さっき町長が言っているようなことでもなくて、本来は町民みずから持ち上がっていかねばならないのです。やらないから、私が町の行政として責務があるからやってくださいと、こういうふうな言い方をしているわけなので、本来は物事は逆なのです。そういうことをしていかないと、鹿部は助かって、森町の町民が被害を受けたなんていったら全く恥ずかしい話なので、そういうことのないように、森町の町民が全員この組織に加入して、一人でも災害に遭わないというような精神を植えつけさせていただきたい。再度もう一度お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

組織率、それから防災に対する参加率ですか、数字で見ると非常に低い、そのように思っております。ただ、いろんな理由があるのかなと思いつつも、町の中の危機意識を感じている方々というのはやっぱりかなり高いのかなと、そのように思います。ただ、それ以上にその時期、時期、それから仕事の種類によって参加できない、そういう方々も多数いるのかなと、そのように思っております。そういった点では、山田議員言うようにま

だまだ参加していただきたい、そういう考えを私たち持っていますし、土曜日にたしか一度地域限定で行った地域がございます。石倉とあちらのトンネルから向こうの地域なのですけれども、向こうは過去に土砂崩れの災害や昨年の9月30日ですか、台風10号により非常に怖い思いもされていることから、訓練をすると参加率はもともと数字高いです。そういう個人の意識、これはやっぱり高めていかなければならないし、まだ危険なのだよと、今まで何ともなかったけれども、今度はそうではない。その辺を理解していただかなければならない、そのように思います。過去に災害に対する心得として公民館で講習会も開かせていただいた件もございました。非常にわかりやすい内容で、親しみやすい講習だったと、そのように思っております。これを地域、地域でやったり、それから参加されない仕事の合間と申しますか、町民の予定に立った、そういう計画も今後必要なのかなと、そのように思っております。そういう点で取り組ませていただいて、本当に意識高く、最後には意識の高さだけではなく、被害から、いろんな災害から町民の命を守る、これが大変大事だと、そのように思っておりますので、要支援者に対する登録もぜひ議員の皆さん方にもご協力をいただきたい。そういうことも申し上げながら、最終答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 防災（地震・津波・火山）訓練の充実についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、ふるさと納税返礼品について、議席10番、久保友子君の質問を行います。

○10番（久保友子君） おはようございます。通告に従って、質問させていただきます。

ふるさと納税返礼品についてです。平成27年10月から始まったふるさと納税制度は、当初は余り多くなかった金額も月を増し、平成28年度までに8億円を超えるまでになり、その後29年に入っても昨年を上回る金額が全国から寄せられ、町民の一人として大変感謝の気持ちでいっぱいです。その背景には、返礼品の魅力にあるように思います。現在50%をお返ししていますが、総務省では30%程度にすべきと今年4月から通知しているようです。

私は、これほど地域の経済産業の復興に役に立っている仕組みはないと思います。国はこれまで経済対策を実行してまいりましたが、成果は感じません。国民が自分のお金を寄附して、全国の商品が手に入り、当町としても思ってもいないお金が入ってくる。この仕組みをさらに大事にすべきと思っています。30%にしたら寄附が減少する懸念もあります。そこで、町長はどのようにお考えかお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 久保議員の質問にお答えします。

森町におけるふるさと納税の状況につきましては、今年度の10月末現在で6億2,000万円に上り、昨年度同時期の約5倍の寄附が行われている状況であり、喜ばしい限りです。森町に関心を持っていただいた全国各地の寄附者の皆様、また寄附者のニーズを捉え、魅力ある返礼品づくりに努力いただきました町内事業者の皆様には感謝とお礼を申し上げたいと思います。また、このふるさと納税制度が地域経済はもとより、地域産業の振興に大き

く貢献していることとあわせて、町の魅力をも全国に発信することができる有効な手段であることは、私も認識しているところです。

さて、本年４月の総務省の通知は、返礼品の送付に伴い、地方団体間の競争が過熱したことを受けて、是正するためにとられた措置であり、森町も所属する全国町村会においても責任と良識ある対応をしていくことを約束しております。このような経緯からも、町は本制度を守るべき立場にあるということをご理解願いたいと思います。今後につきましても、ふるさと納税の趣旨に反することのないよう、全国統一したルールのもと、責任と良識のある対応で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○10番（久保友子君） 再質問ではないのですが、今後期待しながら進めていってほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） ふるさと納税返礼品についてを終わります。

以上で議席10番、久保友子君の質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、４、森町特産品から名産品への支援策について、団体地方公務員賠償責任保険加入について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

最初に、森町特産品から名産品への支援策についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、１つ目は、森町特産品から名産品への支援策についてということで質問させていただきます。現在森町の特産品は、森町の知名度向上や魅力をPRするために町外での各種イベントの参加時に利用され、またふるさと納税の返礼品として利用されるなど、大きく知名度が向上しつつあります。そして、森町では2015年に町のPRやイメージアップを目的としたロゴマークを作成し、商用利用を可能にし、利用している町内事業者の特産品をさまざまなイベントで森町をPRする際に紹介し、そして森町公式ホームページに９月現在24件掲載しています。また、ふるさと納税の返礼品としては396件掲載されています。それらの掲載されている特産品を見ると、町内外でよく見かける知名度があるものや、ないものも多く見受けられます。

特産品とはある特定の国や地域で産出されたもので、名産品とはその地域の産品であることが全国的にもよく知られているもののことと指摘されていることからすれば、単なる特産品からいかに多くの名産品へと進化させるかが森町の知名度向上や魅力アップにつな

がることがよく理解できるのではないのでしょうか。特産品開発、販売支援に関する施策が複数の省庁から提示されていることは、地方行政が特産品開発やそれに伴う販路拡大、市場調査のための施策などを積極的に展開することが公的に認知され、後押ししていると考えられますので、特産品から名産品へと発展させるために積極的な支援策を講じる必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

議員ご存じのように、森町にはさまざまな特産品がありますが、町を代表する商品としては、ホタテ、ミヤコカボチャ、トマト、いかめしなどがあります。また、全国的には、いかめしが認知されていると考えております。現在町内には販路開拓や拡大に向けて商談会などに出展しながら、商品等の磨き上げを行い、商機を逃すことなく国等の補助金を活用しながら取り組みを行っている事業者もあります。町としては、各事業者のたゆまぬ努力があって、名実ともに町を代表する商品となっていくと考えております。そのため、町ホームページの活用や商品知名度の有無にかかわらず、商品への思いを代表してPRすることで事業者を支援するといった取り組みを行っております。

また、平成26年度からは、森商工会議所及び砂原商工会を窓口として、さまざまな商談会への出展を促すため補助金を交付し、所属される事業者に参加いただいております。昨年度までの3年間で計9件の利用が図られたところです。今後もこれらの取り組みに加え、販路開拓に向けた国等の支援制度や中小企業庁北海道よろず支援拠点などの支援ネットワークを紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） いろいろな産品があるということで、今いろんな支援策の話が出ていたのですが、今までですと行政が企業に対する支援というのはほとんどタブー視されてきたわけです。その中で、今回というか、特に一番印象というか、肝心なところですが、ホームページ上で今までこれまでの商品が紹介されたことはないとは私は理解しています。ホームページ上というと、どうしても個人的な企業のPRというのは、行政がするというのはタブー視というよりも、できなかったわけです。今回それが今いろんな支援策、企業というか、団体ですが、支援する人がいろんな形でやられているという言い方していますが、それは非常に重要なことで、それだけ今まで行政が産物なり物産品に対する支援策というのはできなかったと言っていいだろうと思います。できるようになったのですよ、今。

そういう点が重要なところで、それがたまたま森町の場合は森町ブランド特産品という形でこういう形でホームページに載ったたりしていて、少なくともシールを張ることで利用している企業しか載せていないのですが、ふるさと納税のほうを見るとまだそれ以上の産品がいろいろ載っているわけです。そういう中で、どうもホームページを見ていると中途半端過ぎる。というのは、森町のことを知りたいと思ってホームページへ入りますよね、入って、森町って一体どういう特産物があるのかというのは、たどり着けないのです

よ、その場所に、掲載されているページに、それがまず一番。

載せているのです。どこに載せているかというと、地域ブランドという形で載せています。その上のところというのは行政、まちづくり、まちづくり、政策のところの中に入っているわけですよ、地域ブランド。地域ブランドとは一体何なのだろうなと思ったりもするのですが、少なくともその中に載せています。その中でどういうことが載せられているかというと、いかめしに始まり、皆さんよくご存じのもの、先ほど言いましたように、たくさんご存じのものと全く、こういうのあったのかなと思うものも含まれてあります。その中でまず1つ言いたいのは、せっかく森町のロゴマークをつくって、それでやっていながら、人が見ることができない状態にしているというのが非常に残念な部分。

さらに、実際にそのページに入っていくと、リンクは張るわけです。これも今まではなかったことで、その企業のホームページにリンクを張っているわけです。リンクということは、クリックするとその企業のホームページに行くのです。今までそういうことは考えられないことだったわけです。だから、そういうことができるようになっていながらもかわらず、そのやり方がどうも見づらいというか、不親切だというか。せっかく載って、少しではあるのですが、情報量としては少ないのですが、リンクを張っているとなっているのはいいのですが、もう少しその辺を考えてほしいなとは思っています。

それで、まず支援策としては、先ほど補助金の話をしていますけれども、そういう話は私はする気はないのです。いろんな企業に各省庁から出ています。だから、少なくともそういうふうに時代が変わったというふうに思っているのです。行政が企業を応援していく、そして物産品なり名産品をどんどんつくっていくことに手をかす時代になってきている。それほど日本全国でそういう地域間競争というのが激しくなっているという言い方をよくしますけれども、そういうことになっているわけです。

では、実際にそしたらどの程度森でやっているのかといったら、中途半端過ぎるのです。もっと別の形の、例えば商工会議所とか、砂原商工会のほうのホームページもたくさんリンク張っています。だけれども、実際の問題として見てみると、皆さん見るとわかるのですが、商工会、商工会議所の中身的にも貧弱なわけです。各企業のPRも十分行われていないという状態があります。だから、そういうものに対してもっと支援をする必要があるのではないですかと。いろんな物産品とか、実際に札幌に行ってPRしていることはやっているのですが、それ以上に支援策というのは別な仕方があるのではないですかと私は言いたいのです。先ほど例として挙げているのは、やっぱりこれほどホームページを閲覧する人がふ増えている中で、それをもっと充実させていくことができる時代になっていますから、もっとその辺をやってみてはどうなのだろうかと思っています。それで、その辺をどう考えているかというふうにまず再質問したいと思います。

それと……

○議長（野村 洋君） 松田議員、少しまとめてお願いします。

○14番（松田兼宗君） それと、物産品がいっぱいあるのですが、テーマに題として挙げ

ている名産品にどれだけ物産品を持っていくことが可能なのかということだと思います。それは、今扱っている載せられている物産品というのは、多分道の駅とか、地元の道の駅ですよ、でしか置かれていないものなのです。では、全国的に名産品として全国で知名度を持ってやれるというのは、森町の場合はいかめししかない。だから、第2のいかめしをどうつくり上げていくのか、その徹底の支援策をやっていく必要があるのだと私は思うわけです。そういうことで、ちょっとまとまりがないのですが、ホームページの話と、名産品にするための方策の仕方としてホームページが有効であるのではないかとということで私は考えていますので、その辺再質問という形でしたいというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、町ホームページのそういう特産品のページの件ですけれども、まちのホームページというのは行政の情報を町民の方に提供するのが主であって、インターネットショップとはちょっと趣が違いますので、構成上必要な部分もございます。内容について担当課のほうでもう少し何とかそういう調整が図れるかどうかは検討してみたい、そのように考えております。

そしてまた、行政がいろんなそういう個人企業、それからそういう商品、特産品に対して力をかける時代になった。確かに世の中流れています。地方自治も当然生き物ですから、そのとき、そのときで対応、それから目的が変わってまいります。今国策として外国人観光客、インバウンドを強力に誘致する。そして、さらに輸出を増やす。国内の食料品を海外までに届けるのだと、そういう国策の観点からいろんな支援策が充実してきているのが現状だと、私はそのように考えております。そういう中で、森町の商品、それから一口の小さな小包から簡単に輸出できる、そういう取り組みもなされており、これについて森町でも参加し、経済界にも全て伝達をしてございます。まだそれについて参加されたところがないのが残念ですけれども、夕方集配に届けると次の日の朝にはシンガポールの店先に並ぶ、そういった取り組み。ので、ぜひいろんなところの町内の企業、それから個人的に提供したい、そういった方でもいいからぜひ参加していただきたいということで、いろんなところでお話をさせていただいております。そういったことから、まず町として特産品に対して支援策というのはなかなかできる環境ではございませんが、国策としていろんな支援策がありますので、最初の答弁と重複いたしますけれども、それをつなぐ、それから提案させていただくような取り組みを今後も進めさせていただきたいと、そのように思っております。

また、名産品にするための企業に対するそういう商品に対する支援策ですけれども、これはまちがお金をかけたから名産品になるということはないと私は思っております。あくまでも企業が努力して、こだわって、そしていろんな研究をしてつくって取り組まれたものがほかの地域、それから日本中、世界中から認められる。そういったときになると、必然的に支援策というのはリンクする、つながってくると、そのように私は考えてございます。以前からも個人的には支援されておりましたが、団体としてそういう支援策は

町として講じさせていただいてきました。間接的に支援をしてきたわけですが、けれども、今後国からのそういった先ほどの支援策もそうですが、いろんなものをとにかくつなげさせていただいて、そして地元の企業がとにかく元気よく、またふるさと納税等に対する商品の提供でも同じです。とにかく元気になってどんどん盛り上がっていただきますようこれからも協力していきたい、そのように思いますことを申し上げまして再答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） もちろん企業の努力次第なのです。実際の森町で皆さん認知されているいかめしというのは、町は全く関係ない。自分たちの企業努力でやってきたわけです。それも何十年とかかった中で。そして、今回いろんな物産品のあれを見ると、札幌へ行ったときのアンケート、2016年の森町ブランドフェアというので札幌でやっているのがあるのですが、そのアンケートを見てふと思ったことがあります、これほど道内でも森町が認知されていない。2割の知らないという人がいるのだと改めて見ながら思ったりもしていたのですが、そして自由記載のところに意見が書かれているわけですが、意外なこと、それを見て気がついたことがあります、実は町とは全く関係ない企業というか、独自にやっているもののほうが知名度が高いのです。今いろんな物産品、ブランド品、特産品とかで載っていますけれども、この中よりもむしろ飲食店のほうが知名度として、森町を連想する形で店の名前が挙げられてくるわけです。とすれば、その辺の部分の人たちのほうがむしろ物産品、名産品をつくりにかかっているわけです。

だから、その中で町でやっていることというのは、何か的外れな部分的なことをやっているのかなというふうにはしか思えない部分があるわけです。そういう中で、具体的な名前は挙げるのは差し控えたいと思いますけれども、そういう部分に目を向けながら、もっと名産品になる可能性のあるものがたくさんある。名産品にする必要があるのだというふうに思うのですが、具体的に最後に再質問なのですが、何品目も挙げられています。その中で名産品になる可能性があると思っていますか。というよりも、その物産品、特産品となるものがあるのかなということ。実際そうするための調査というのはやられていないのだと思うのです。例えばいろんなものが載っていますけれども、それが実際どのぐらい生産量を持って、全国的な知名度にするために行政が協力した場合に、その持っている生産力なりの力なりにも調査しないと、いいものになるというか、名産品にならないのではないかなと思うわけです。そういうことで、まとめて最後に聞きたいのは、先ほど言いましたように、この中にある中で名産品になる可能性があるというのがあるのでしょうかということを最後に質問して終わりたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

非常に松田議員は森町の特産品に対して思い入れが強いということが非常にわかりました。大変ありがたいことだと、そのように思っております。企業も恐らくそういった気持

ちには深く感謝していることと、そのように思います。

そういう中で、ホームページに今現在載せてある商品についてこれから名産品になる可能性のあるものがあるかどうかというご質問、再々質問なのですが、全てにおいて、そこに載っていないものにおいても可能性としては非常に高いと私は考えております。それには企業戦略、それから販売戦略、それから企業の信頼の深さ、あと今後の展開のさせ方、いろんな要因があると思います。それで、どこでブレイクするかというのは、その企業の仕方によって突然爆発的に売れる可能性もございますし、これは大いに私は期待していきたい、そのように思っております。そういう中で努力していく中で、町として支援が必要な場面、そういったことがあれば側方支援、後方支援に努めたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町特産品から名産品への支援策についてを終わります。

次に、団体地方公務員賠償責任保険加入についてを行います。

○14番（松田兼宗君） 2つ目の質問に入らせていただきます。

団体地方公務員賠償責任保険加入についてということで質問させていただきます。最近住民訴訟などで公務員に損害賠償を求められるケースが増加しています。国家賠償法によって公務員個人が損害賠償金を負担することを免れる場合でも、公務員個人に対する民事上の損害賠償責任を追及する訴訟に係る費用については公務員個人で負担せざるを得ない場合があります。例えば住民訴訟としては、税金滞納者に対して時効処理を適用したところ、徴収する努力が不足していたとして損害賠償請求を受けた。事前調査が不十分なまま再開発事業を実行したため、市の財政を悪化させたとして損害賠償請求を受けた。補助金を支出した際、その金額が過大であるとして適正な金額を超えた部分に対して損害賠償請求を受けたなど。そして、民事訴訟としては、個人情報情報を過って開示したためにプライバシーを侵害されたとして損害賠償請求を受けた。窓口に来られた方への職員の対応に問題があるとして、名誉毀損による損害賠償を受けたなどがあります。

住民訴訟は基本的に自治体が被告となるが、行政側が敗訴した場合、職員や首長の責任が問われる可能性があります。訴えを起こされないようにきちんと仕事をすべきという声もありますが、地方公共団体の職員の業務に起因して住民訴訟や民事訴訟により職員個人に損害賠償請求などが提起され、弁護士などの訴訟費用、賠償金の支払いなど多大な経済的損失をこうむる場合も想定されることから、多くの自治体が団体地方公務員賠償責任保険に加入を検討しております。この森町でも住民監査請求の後住民訴訟が起こされたことから、保険加入などの検討をすべきだと考えるが、いかがでしょうか。また、職種によって訴訟リスクに差がありますので、既に個人的に加入している職員もいるとも考えられますが、その辺を把握しているのでしょうか。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

情報公開制度等の浸透に伴い、当町におきましてもこれまで以上に町民の皆様が行政に対する関心が高まってきていると感じております。公務の複雑化、高度化が進む中で、職員にあっては適正な事務の遂行が求められますが、自治体を相手に訴訟に発展する事案も年々増加しております。これに伴い、公務員個人に対する訴訟のリスクも年々高まってきている状況であります。こうした背景のもと、民間の保険会社などでも公務員賠償責任保険が提供されるようになりました。当町でも数年前より、全国地方職員福利厚生協議会提供の団体地方公務員賠償責任保険の加入募集を行っており、既に参加している職員が数名おります。今後も職員個人に対する訴訟のリスクを含め、制度加入に関する周知を継続してまいります。現在のところ保険加入につきましては職員個人での対応としており、経済的負担を考慮すると現時点で全職員を加入対象とすることにつきましては難しいものと考えております。今後におきましても、適切な事務遂行に努め、複雑化する業務に対し柔軟に対応できるよう指導してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 既に個人的に加入されている方がいるというのは、職種がどういう職種なのかわかりませんが、今わかれば、その職種だけでもわかればいいのかないと思ったりもします。危険な部分に関して多い人が、よくそういう職種に関してはいるのかないと思ったりも、そういう認識を持っている職員がいるのだと改めて思ったりもしています。

それで、今一番肝心の首長本人が、町長本人がどうなのかなというのが答えていない。職員だけの話しか載っていなかったのですが、その辺どうなのでしょう。というのは、最近の自治法が変わった中で、首長の賠償責任の問題がありまして、それが変わったのです。その中でどういうことかという、2017年6月9日に地方自治法等の一部を改正する法律が改正されて、その中で地方公務員等の損害賠償責任の見直しが入ってきています。その中で年収の6倍とかという話もあるのですが、最終的にそれを町が条例を制定しないと有効にならない。今までだと賠償責任というのはその金額の上限がその金額だったのですが、今回の改正された点というのは6倍程度まで抑えることができると。さらに、それについては各自治体が条例制定しなければならない。そして、条例制定した時点からそれが有効になるという話になっているわけです。

それで、今回森町において賠償請求を起こされていること、裁判を起こされていることに関しては対象にならないわけです。だから、今後の話になるのですが、職員に関しては、先ほど個人で全体では町としてやる考えはないという話なのですが、首長に対してはどうなのでしょう。そして、首長、町長本人が入っているのでしょうか。例えば何社も保険の団体賠償責任保険というのがあるのですが、1億円プランという1人当たり6,240円、町長になると11万6,400円、これは年額です。変わっているかもしれない。これは28年度の募集のあれですけども、会社によってももちろん違うだろうと思いますけれども、その程

度。だから、最初の質問にしましたように、職種によってかなりリスクがあるところがあるわけです。とすれば、そこについては当然賠償責任保険には入るべきなのではないですか。最悪の場合どちらにしても町の負担になってくるとすれば、税金を使うことになるわけですから、そのリスクに対応するためにこの団体地方公務員賠償責任保険には入るべきだと私思うわけです。再度その辺お願い、答弁していただきたいということと、あと町長本人がどう考えて、本人は入っているかどうか、今後その考えはないかどうか、それと条例の制定をする考えはあるのかどうか、その点を再質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、ご質問の中にありました職種についてですけれども、これについては今現在入っている職員は個人的に加入していることであって、本人がそういったリスクを感じて入っているということで、これを公表するというのはやっぱり問題があると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

そしてまた、私個人はこの保険には入っておりません。その辺はまずお伝えいたします。

あと、いろいろ最近自治体を相手にした、もしくは自治体の職員を相手にした訴訟というのは、議員のご質問にもあるようにたびたび起こされますけれども、議員の質問は起こされただけで、結果は全く書いておりませんけれども、ほとんどのそういう判例で申し上げますと敗訴しているということが多いようでございます。そういった観点もございまして、私たち仕事をする上において個人一人ですしているわけではございません。係がいたり、それからその上に当然補佐する人間、管理職、そして私たち特別職がいるわけで、全体として合議をとりながら進めている。そういう中でリスクを極力、リスクを恐れて仕事しているではありませんが、問題がないように常に進めてきております。あと、最終的には議会の同意を得たり、そういった手順も踏みますので、職員個人だとか町がそういった裁判を起こされるというのは普通あり得ない話です。

それと、条例に関してですけれども、これについての条例というのは全く必要ないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 9月の一般質問でもやっているのですが、内部統制制度の導入について質問しています。そのときにも消極的な話で、どうも町長の考えというのは、リスクがないというか、職員を守っていくつもりがないのかなというふうに思わざるを得ない部分もあるのですが、これからどんどん増えてくる可能性があるわけです。そして、実際に敗訴しているというか、原告のほうが敗訴しているという言い方だと思って聞きましたけれども、例えば一番最近で例に載っている国立の話があるわけです。それが全部書いて、当時の市長が全額請求金額払ったわけです。それが全部済んだのはつい最近です。だから、そういう問題が実際起きているわけですから、個人の市長、国立市長の話ですけれども、払った。そういう能力があるから払えるというのはあるかもしれないですが、それという

のはそういうことが起きてくるとやる人がいなくなるのではないのという部分があるわけです。

とすれば、そういう部分に対してのリスクに対して軽減するような部分にしていかなないと、今後やる人がいなくなる可能性が高いので、とすればそれなりの対応した形での保障というか、保険側に参加、せっかくあるわけですから、私自身もこういう保険があるなんて知らなかったのです。たまたま今の今回今森町で起こされている裁判の結果は今後どうなるのだろうなと思いながら、それでいろいろ調べている中で、ああ、こういうのがあるのだという形で今回質問しているわけですが、ただ議員はこれは入れないのです、対象は。どういうわけか、その辺私自身もわからない。よくその辺を理解できていない部分あるのですが、少なくとも、これはお金もこれはお金がかかる話ですが、9月に質問している内部統制の問題、そういうことをきちっとやっていくことが職員を守り、町民の財産を守っていくということにつながるのだと思うのです。だから、全くそういうことは町長本人は入る気がないと、個人的にも入るつもりはないみたいなことを言っていますが、実際問題として起きているわけですから、その場合に実際どうするのだろうなと思って、もちろん町が負けた場合というような話です。だから、そういうことを考えたら、そういうリスクに対して対応というか、職員を守る意味でも内部統制を含めてこの保険に参加することがやっぱり大事なのだというふうに思っています。その辺再度最後に質問させていただいて終わりにいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

いろいろと議員述べられておりますけれども、見解の相違というところもございます。ただ、中でちょっと失礼な言い方をしておりますけれども、私職員を守る気がないとか、そういうことは全くございません。職員はあくまでも教育して、そして指導して、きちんと自分で正しい判断できる、そういうふうに育成することが第一であって、言葉は悪いですが、何でも好き勝手やらせて、そして個人に危機が及ぶ、そういったことは間違ってもならないように指導しておりますので、ご心配いただかないでいただきたいと思います。

そのようなことから、また団体地方公務員賠償責任保険です。議員の質問には加入などの検討をほかの多くの自治体が考えられているという、自治体が検討されているというふうに書かれておりますけれども、私ども調べた中ではそのような事例というのはございません。あくまでもこれについては個人が加入する、そういうふうな捉え方でおりますので、この辺はもう一度お調べ直しいただきたいと、そのように思っております。

いずれにしても、こういった案件というのが非常に安易に裁判所のほうに提案される。出す前にいろんな問題点があるのかなと、私はそのように思っております。町としては、あくまでも正攻法できちんとした扱いのもと、議案その他を議会に提案して、そして政策として取り組んでおりますから、そういう点についてももし万が一ご指摘があれば、私は個人的に受けたいと、そのように思っております。

以上を申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

それでは、このまま午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後 0時59分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、町道三岱線の道路改良について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

町道三岱線の道路改良について。町道三岱線は、三岱神社から逆川までの部分が未舗装となっております。当該地は、濁川地区の農家を軸に、通い作として営農されております。雨が降ると水はけも悪く、以前から改良（舗装）の要望があります。土質の良い優良農地ですから、今後も耕作は続きます。濁川地区からの林道とあわせ、当該部分の改良の予定について伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

初めに、質問に記載されておりました町道三岱1号線の三岱神社から逆川までの直線未舗装部分は約1.2キロメートルありますが、ここは法定内公共物として平成16年度に国から譲与を受けた部分であります。この部分は現状は町道ではなく、町道とする際には測量をして境界を定め、登記が必要となる状況です。また、林道三岱線は総延長3キロメートルであります。平成22年度以降約1.1キロメートルの改良工事を行ってきており、現在の未舗装部分は約1.9キロメートルとなっております。これらの未舗装部分は、雪解け時期を含め、年数回、町のグレーダーなどで不陸調整するなど、維持に努めておりますとともに、大雨によって路面状況等が悪化した際にも補修に対応しております。雨が降った際には水はけが悪いことから、路面がぬかるみ、車両の通行に支障を来していることなど、農作業に影響が出ている点は理解しております。しかし、改良工事を行うとなりますと、測量費などを初め、設計、舗装、側溝などに多額の費用が必要となるばかりではなく、測量に伴い、個人が所有しております農地面積への影響も懸念されるところです。これらのことを踏まえ、当分の間改良の予定は考えていない現況となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○15番（宮本秀逸君） 恐らくそういうご返答だろうなみたいな予想はしてございましたけれども、私も平成16年に払い下げになったということは今初めてわかって、大変申しわけなかったと思いますが、いずれにしても昔からあそこはああいった農業地帯としてやってまいりました。私も昔ちょっと関与したことがございましたので、当時大きな牧場の分譲地がございまして、あのころ、40年前ですけれども、大変なにぎわいもありました。

し、三岱地区に住民の方もいらっしゃいました。そのころは、今の神社までの農免道路もできておりませんで、大変なご苦勞をなされながら皆さんが活躍やっておられたわけです。それが車の時代になりまして、やはり不便だみたいなのところがありまして、地域住民の方が現状では皆無になってしまいました。ただ、それと反比例するかのように、町外の方の農業者がああやって入ってきている状況になっておるのです。恐らく面積的にも相当な部分を町外の方の農業者がやっておられるというふうに思います。町外の方がやられるということは、当然利益は町外に持っていかれるというようなことにもなってくるわけなのです。大変皮肉な、道路はできたけれども、それは人がいなくなってからみたいなのがありましたので、非常に皮肉な結果になってしまって、あそこに縁した者としては非常に残念な思いがするわけです。

そんなことを考えますと、農業地帯としてこれからもずっと振興していただきたいというのがございますので、こういう質問をやってみました。いずれにしても、森町内の道路であるわけでございますので、何らかの形で改良工事は当然工夫していただきたいと、こんなふうにも思うところなのです。昔は小さい車でしたし、トラクターも小さかったですから、そんなに傷むこともなかったのでしょうかけれども、今はどうしても大規模になってまいります。そして、やっている方が昔から見るとずっと少なくなっています。ということは、天気が悪くても無理してでも農作業を行うという部分が出てまいりますので、道路が悪い状況でも無理して行かなければならぬみたいな状況が出てくるわけなのです。そういったこともありますので、これはぜひお願いしたいなみたいな、そんな感じが、農業者の一員としてもそんな気持ちがしてございました。濁川からの三岱線、林道も含めて、これは地域振興みたいな形で、あるいはインフラ整備みたいなことを考えていただきたいなと思います。来年度早々にできるとは思いませんけれども、長期的な計画の中でこれはぜひ考えていただきたいなと、こんなふうにも思うところなのです。

それから、あわせてなのですけれども、これは通告の中に入っておりませんが、あの道路が突き当たった部分、丁字路になって、その丁字路の右左の道路は八雲町との町界になっていると思います。あの道路の管理者が誰かということもあわせてお聞きしておきたいなと思います。といいますのは、あの道路を使って当然右左に畑を耕作していらっしゃる方がいらっしゃるわけで、農業者の方が常に通われる道路にもなっております。道路状況は非常に悪い状況です。私も今年度何回か行ってみたのですが、極端に悪いみたいに見受けられましたので、そこら辺の管理をこれからどうするかとあわせて、来年はできないにしても、これからの展望としては町長の在任中に見当をつけていただきたいなと、こんなふうに私は思うわけでございますけれども、いかがでございましょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

あの三岱地域、非常に肥沃な土質の優良農地ということでは、耕作者が地元にいなくなっても地方からぜひあそこで耕作をしたいという方々が来ておられるということでは、町としても本当にもったいないなと、そういうふうな気がございます。ただ、そういう中で、

できれば地元の方々があそこをずっと引き続き耕作していただけるのが大変ありがたいし、それであればなおさら町として整備に力が入るのかなとも思うのですけれども、だからといって手を抜くということではなく、今現在町でもあそこに神社のすぐ横に濁川地域の上水道施設が確保されております。それをきちんと点検、毎日の業務の中にはしっかりとした道路がないとそこに点検しに行くことができません。今現在は三岱1号線ができましたので、そこは通ることができますけれども、今後三岱1号線であっても、万が一災害に遭ったときに、ではどこから行くかということになります。今のところ三岱林道につきましては、先ほどお話し申し上げましたように約3分の1改良を行ったと、時々どか雪の中で非常に道路が削れたり、林道が行き来できなくなる、そういった状況もございますので、その際には何とか手をかけてきましたが、弱いところから順番に手をかけてきておったような感じでございます。今後は、これは一体どういう計画、今のところ持っておりますけれども、まずはどの程度の予算組みが必要なのか、それからこちらから行く人がどのぐらいいるのかというののちょっと調査させていただきながら、まず調べながら進めていきたいなと、そのように思っております。

また、三岱1号線の手前、突き当たりの左右に分かれる道路、私道なのかもしれませんが、これにつきましてはきちんと調査して、後ほど報告をさせていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 1回目の答弁の繰り返しの話だと思いますけれども、森町内どこでもそうだと思いますが、こういったインフラの整備というのはなかなか、後の維持管理が必要でございますので、大変な部分があることは承知しております。ただ、ああやって実際に存在した部落が1つ完璧になくなってしまおうという状況を考えますと、やはり長期的な視野に立ってこれは考えていくべきだろうと、こんなふうにも思うのです。当時のにぎわいがうそみたいですけれども、振り返りますと、そこに住んでいた人たちからするとあそこはよかったみたいな話は必ず聞かれます。これは、どこにおいてもそうだと思います。そんなことが今森町に限らず全国で、田舎では起きつつあるのかもしれませんが、過疎対策の一つとしても考えていかなければならぬことだと思いますので、総合的な視点に立っての道路改良というのが必要だと思うのです。必ずしもそれをいきなり舗装してくださいとかという話ではなくて、ふだんの営農に差し支えない程度の道路整備ということが必要なかなと、こんなふうに思いますので、そこら辺を踏まえて計画を、長期的な計画で結構でございますから、ぜひつくっていただきたいと、こんなふうに思うのですけれども、いかがですか。過疎対策という面からいかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほど三岱1号線の舗装が切れたところから先についての逆川までの直線道路の部分でちょっと答弁漏れあったと思います。その直線部分につきましては、排水路の確保がま

ず一番難しい。全く高低差がない。上下に高さが変わりながら奥まで行くということで、安易な舗装というのはなかなかできない環境にございます。だからといって、砂利で強化するということは畑を耕作する、そういった機械類に影響を与えますし、ちょっと難しいのかなというふうに私ども考えてございました。そういった観点で、恐らく少なくとも大きな財源が必要になる可能性があります。ただ、そのような中でも何かいい知恵、道路の改良をする方法というのはいろんな方法がございまして、まずはそういった方法をできるのか、また先ほど1番目の答弁でも申し上げましたけれども、町道としてまだ認定をしていない。登記をしていない状況でございますので、その辺も含めまして長期的な計画についての調査をしてみる必要があるだろうと、そのように思っております。

過疎対策というのはなかなか難しいのですが、最終的にはあそこにはライフラインが全くない状況ですので、そういった部分はまた別な考え方として、費用面でもしそのような費用が活用できるのであれば、いろんな方法を検討する中で過疎対策というのが出てくるのかなとも思いますけれども、肥沃な大地を、またいろんな農業政策として大いに活用、振興できるのであれば、そういう方面での調査が一番妥当なのかなと、そのように考える次第でございます。

いずれにしても、あちらの地域に行けるルート、あの道路1本というのはやっぱりよろしくありません。緊急時には先ほど申し上げました町のグレーダー、それからミニショベルなどを使って整地をさせていただきながら進めていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町道三岱線の道路改良についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、6、働きやすい職場環境づくりについて、情報公開と広報もりまちの活用について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

最初に、働きやすい職場環境づくりについてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、1問目、働きやすい職場環境づくりについて質問いたします。

日本の労働者の職場環境の悪さは世界的にも過労死が通用するほどの状況であり、電通の新人職員の過労死が認定されたこともあって、改めて社会的、政治的に労働者の職場環境として長時間労働と非正規雇用の問題が大きく取り上げられています。特に来年4月からは、それまで有期雇用として更新を繰り返してきた労働者で5年を超えている場合、労働者の申し込みにより無期雇用に転換できることとなります。まだまだ不十分さはあるものの、少なくとも首切りの心配なく無期雇用に転換されることは前進だと思っています。今までの有期雇用は、本来常用として必要なのにもかかわらず、安く、そして流動的に便利な雇用として雇用主の立場からの雇用形態であり、労働者にとっては計画性が立たない不安がいつもつきまとってきたことから解放されます。長時間労働に当たっては、休日

や休憩時間の確保とともに、労働の内容においても過密や質的な高度化といった面からも見る必要があると思います。

森町においても、常用の職員として必要な定数内であっても、学校や保育所を初め、臨時職員として雇用している状況が見られます。また、4週8休は最低確保されているとは思いますが、祝日等の休暇や休息时间、年休等の休暇の取得状況ではいかがでしょうか。私は、自治体こそ職場環境の模範として働きやすい職場環境に率先して取り組むべきと思っております。こうした観点から、以下町長の所見を伺います。

1、長年臨時職員をされている方の職員への採用について。

2、職員や有期雇用含めた年休等の休暇取得向上について伺います。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

1点目ですが、長時間勤務している臨時職員の職員採用につきましては、資格を必要とする保育所や介護施設等において一部採用を行っております。その際には、採用前の勤務年数や勤務状況等を総合的に考慮し、採用を決定しております。

2点目ですが、有給休暇の取得状況につきましては、正規職員の取得率が平均で20%弱となっております。一方、臨時職員については以前調査した結果で38%の取得率となっております。また、職員と臨時職員等の休日につきましては、職員も臨時職員も同じ取り扱いとなっております。ただし、24時間365日勤務を要する部署については、休日を休みといわず、4週8休の勤務をしている職種もありますが、年休等の休暇は取得できている状況にあります。

非正規の格差是正や長時間労働の改善は、今や国全体にかかわる重要な課題であり、これまで当町では労働環境の改善に取り組んできました。今後におきましても積極的に取り組んでいくべきと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今正規採用への道として有資格者の部分については一部取り入れているということなのですが、今後ともそれは引き続きぜひとも、いつまでも臨時でということにはならないような工夫が必要かと思しますので、ぜひ引き続き取り組みをお願いしたいと思いますが、それとあわせて、採用にかかわってもはっきりとわかるような公示なり公募なりという形も同時に取り組むべきではないかというふうにして考えているところ です。

それと、今採用の道の部分でお話が あったのですけれども、それと同時に もう一つ、最初のところでも述べましたが、職員定数内であるにもかかわらず、臨時で行っていたり、または今回私も自分自身の調査不足というか、現状認識の甘さを恥じたのですけれども、学校現場における用務員さんについては臨時ではなくて委託業務になっているところも出てきているというような状況がわかったのです、今回この問題を取り上げるに当たって。ただ、今お話ししたように、本来であれば、学校の用務員さんもそうですけれども、

とりわけ私も学校現場に長くいましたからあれなのですが、直接的に教育活動にはかかわらないけれども、さまざまな分野で教育活動としてかかわる役割を果たしてもらっている部分も用務員さんの場合は多くあるわけです。そういったことで、本来であれば学校職員として保障される定数からいけば小学校の部分でいくと9名、ところが正職員として入っているのが2名、臨時が8名という今年度のあれですけれども、そしてパート職員が9名ということなのです。ですから、条例定数からいくとわずか22.2%しか本採用になっていないという、こういう状況が正常なのだろうかという思いがあるのです。ですから、臨時の方を正職員にしていくということと同時に、正採用の枠を広げていくということも同時に追求する考えがないのかどうかということを再質問の中で1点聞かせていただければと思っています。

それと、2点目の権利の行使の状況なのですが、実態として職員が20%で臨時の場合は38%ということで、臨時の方のほうが、どちらも低いのですが、幾らかとりやすい状況にはあるのかなというふうな思いでいました。今町長もお話しされましたように、休暇の取り扱いについては臨時であれ職員であれ同等に権利として保障されているということで、特に町長も言われたように24時間体制365日の勤務を必要とされているところはそれぞれシフトをしいて、代休という形でとってられるという状況は私もこのたびの質問にかかわっていろいろ調べさせてもらいましてわかったのですが、その部分で改めて確認したいのですが、全職場においてそのような休日の部分についてきちんと確保されているかどうかということについて改めて確認させていただければと思っています。

それと、給与の部分にかかわってもそうなのですが、今回この後の審議にはなるのでしょうか、人勧が出された状況の中で、職員の賃金、月例給の部分、また勤勉手当の部分改善されるわけですが、それに連動する形で臨時やパートの方々の時給なんかも改善されるのかどうか、そのあたりも再質問でお願いいたします。

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 再質については、まず許します。これ以上突っ込まれるととめざるを得なくなりますけれども。

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、職員の採用枠と申しますか、雇用についてでございますけれども、現在臨時職員

でいる方につきましても採用する部分について公募ということなのですからけれども、これはやっぱり公募ではなく、これについてはその場所、その都度臨機応変な形をとらせてもらう可能性もございます。必要であって、即戦力になる。それから、今までのその方の実績やいろんなものを勘案すれば、公募に頼らずに今までいた方を正採用にするということは可能性として大変高いと思います。ただ、全体をまだ採用枠があるので正採用にしていたきたいという議員の要望でございますけれども、採用に対しては財政状況も我々考えていかなければなりません。お金だけのせいではございませんけれども、全体としてそちらのほうも少し考えながら正採用の職員採用については進めていきたいと、そのように思っております。

また、年休についてですけれども、全職場でとれているかということですが、これについては、たまにまれにその職場が大変混み合うというか、日程が詰まって、その一月の間では消化できない場合もあります。ただし、1年を通じて暇なとき、それから余裕ができたときにきちんと年休をとれるようにということでは調整を図るように指導しております。ほぼ大体とれているというふうに私ども受け取っておりますので、その点はとれているというふうに考えてございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長（梶谷恵造君） 失礼いたしました。

年休だけではなく、休暇についてもきちんと調整しながらとれております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問あるのですか。

○6番（檀上美緒子君） 2点目にかかわってなのですからけれども、今お話あったように全てにわたってとられている状況だということだったのですが、実は24時間対応で今言ったように365日の職場の中ではっきりと、10月、11月のシフト表を見せてもらったのですけれども、その中で臨時職員の休日が明らかに祝日の部分がカウントされていないという状況があるのです。先ほど言いましたように、4週8休は確保されているのですが、今言った例えば11月であれば文化の日と勤労感謝の日が祝日としてありますよね、10月においても体育の日があるのですが、それらについて休日としてカウントされないで、一般のシフト表の中で明らかに勤務として設定されていると。ですから、休日もなければ、休日扱いされていないということから休日勤務手当の支給にもなっていないという職場があるのですけれども、そういう実態というのは押さえていられませんか。

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時35分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えします。

4週8休、そういったシフトを要する勤務先で勤務している方のご心配されてのご質問だと思いますけれども、それにつきましては勤められている方もきちんと納得の上での勤務で、報酬というか、賃金についてもご理解されていると。ただ、休みとしてそこがなっていないということは、そういう勤務表として理解されているので、私たちはそこについては問題がないと、そういうふうに理解をしているところです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3問終わりましたので、これで働きやすい職場環境づくりについてを終わります。

次に、情報公開と広報もりまちの活用についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、2問目質問いたします。情報公開と広報もりまちの活用について。

その前に、恐れ入ります。2段目なのですが、2段目の後ろのほう、全員協議会と書いているのですが、私の勘違いで、そこを広報広聴委員会に訂正よろしく願いいたします。

今ホームページやSNSで多くの情報がネット配信され、受信できる条件が広がっており、森町においても活用されていることを先日の広報広聴委員会で説明を受けました。しかしながら、私がそうですが、私同様になかなか新しいものにはなじめずにおられる町民の方もいらっしゃると思います。ですから、森町の情報源として広く誰でもが手にとり、目にすることができるのは、毎月発行され、全戸に配布される広報もりまちの存在が大きいと思います。月1回の発行ですから、情報の即応性には対応し切れませんが、広報もりまちは町と町民を結ぶ重要なきずなと言えます。ですから、毎月の発行に当たり編集を担当されている企画振興課のご苦労やご配慮はいかばかりかと思いますが、情報公開の面から町長の所見を伺います。

1、広報もりまちの編集方針と意見箱の取り上げ基準について。

2、大きな問題や話題となった案件の報告の扱いについて。

よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。

1点目ですが、行政は何らかの広報媒体を活用して町民の皆様に対し生活にかかわりの深い行政情報や催しなどを的確かつ迅速にお知らせする必要があります、その基点となる広報もりまちは町民と行政を結ぶ最も身近な情報伝達手段であると認識しております。そのことから、町の附属機関である森町広報委員会より広報紙のあり方などの検討とモニターとして広報活動について指導、助言などをいただきながら編集を行っております。今後も町民にお知らせしたい行政情報を的確に伝え、理解や関心を深めてもらい、町政をより身近に感じてもらえるよう、広報紙の構成に配慮し、見やすくわかりやすい紙面づくり、写真

やイラストなどを効果的に活用して親しまれる紙面づくりに努めてまいりたいと考えています。

また、意見箱につきましては、森町町民の意見箱設置実施要綱に基づき、町民の声を行政へ反映できる町民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とし、設置しております。実施要綱中、第6条の公表の条項に定めておりますとおり、意見等の概要等を踏まえた上で調査検討の結果について原則として広報紙等を通じて公表するものとしております。なお、同条項の中で、投稿者についての連絡先等が明記されていないものや他の者及び団体の誹謗中傷に当たるものなど7項目において公表しないことができるものとしております。

2点目ですが、町民との協働のまちづくりを進めるためには、町民が必要とする行政情報や重要とされる話題の速やかな報告は必要不可欠と考えております。そのため、二元代表制のもと、町民の代表である議会に対し説明責任を果たしていき、町民の皆様に混乱を招かぬよう、十分に精査した上で広報媒体を活用し、お知らせするよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 1点目にかかわってですけれども、特に町の話題という形で写真とかがふんだんに使われているということでは、非常に見やすくわかりやすい情報の発信だなというふうにして思っています。

ただ、私がすごく気になったのは、今意見箱の件について町長もお話しされましたけれども、直接町民が参画できる、町政に物言える、そういう意見箱の存在というのがあるかと思うのです。そういう点からいくと、この間今年1年間意見箱に投稿されたもののうち、公表されたのが2件です。個別で対応したというのが7件、公表外というのが18件なのです。もちろん連絡先も含めてきちんと名前を書くというのが町のほうでもつけ加えて質問したり確かめたりという手だてを考えれば必要なことなのかもわかりませんが、ちょっと私が意外だったのは、投稿数の中に公表外というが入っていないというのがどうしたことなのだろうというのが非常に不可解に思ったところです。そして、公表外であっても、やはり町民の声としてそれなりに聞く価値のあるものというか、もちろん誹謗中傷にかかわるものは論外なのですけれども、町民の声をできるだけ幅広く聞くという、公表するかどうかは別として、聞く、見る、知るということを意見箱の活用の中でされているのかどうかということをもっとお聞かせ願いたいと思っています。

それと、公表の部分で特に個別対応というのが非常に私は気になったのですけれども、できるだけ多くの町民の声を町民の皆さんにも知らせるという上では、その問題にももちろんよるのでしょうけれども、これはぜひ町民の皆さんに考えてほしいということであれば、積極的に公表するという、そういう姿勢が必要なのではないかなというふうにして思っているのです。そういう意味で、先ほど言ったように公表が2点で個人的対応が7件とい

うのですが、個人的対応というのが具体的にどういうことだったのかということなのです。それについて明らかにしてもらえればと思うのですけれども、できるだけ公表をするという基本姿勢に立った意見箱の活用ということをぜひ考えていくべきではないかというふうに考えているのですが、そのあたりについてぜひ町長の所見を聞かせていただきたいと思います。

それと、2点目のほうなのですが、大きな問題や話題となった案件についての報告ということなのですけれども、実は率直に言いましてある町民の方から国保病院の薬剤師の損害賠償の部分どうなっているのだという話を聞かれて、15年の12月に全協で報告はされているのですけれども、それにかかわって町民に対するこういう結末になりましたという報告が一切されていないのです。そればかりではなくて、いろんな問題にかかわっても議会報告という形で、議会の中で薬剤師の問題なんかかなり取り上げられていますから、そこの中での一般質問の状況と町側の答弁という形で紹介はされているのですが、町側として今現在こういう状況になっていますというような形ではっきりとこの薬剤師の問題について出されたというのは、執行方針の中で町長がご迷惑をかけましたという形で広報の中にご挨拶として出された、そういうような状況なのです。ですから、そういうことではなくて、先ほど言いましたようにとりわけ町民が関心を持っている事項にかかわっては、できるだけ速やかに、先ほども言いましたように時間的な、月1回という発行ですから、その辺の部分は十分承知なのですけれども、その上に立ってもそれなりの期間がとれた場合にきちんとした形で町民の皆さんにご報告すると、そういう形で森広報を活用するという方向性もぜひ検討するべきではないかと思うのですが、そのあたりについてお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、町民の意見箱についてでございますが、いろんな中身がございます。檀上議員も恐らく中身的には大体掌握されておるように、ほとんどがただの一言ですとか、はっきり言って広報に扱うのないものがほとんどです。その中で、きちんと対応できるもの、それを公表するかどうかも含めまして、ご意見を述べていただいた方にちゃんと確認をさせていただき、そしてその上で納得していただいたものには、広報に載せないでほしい、それから載せてほしいと、いろんな中身を順番に精査いたしまして扱っております。その中では、先ほど1問目の答弁で申しましたように、きちんと名前が書かれていないもの、それから連絡先のないもの、これについてははっきり言って扱う必要がないと、そういうふうには私は考えます。きちんと正々堂々と誰々です。こういうものについて確認をしたい。何とか考えていただきたい。それは、やっぱり大切に扱わなければならないものだと思います。そうでないと、自由に今発言できる世の中ですけれども、自由だからといってルールをなくして好き勝手なことを言うようでは、それは我々人間としての人格を疑う、そういう部分がございますので、きちんとした形で今後も意見箱については運営していきたいと、そういうふうに思っております。

また、広報紙にいろんな過去の記録等もきちんと載せてほしいというご意見でございますが、広報紙の扱いというのは事件性のある部分、町としてきちんと始末をつけた部分については一応過去の薬剤師の件につきましては載せてございます。そして、それをまた広報の中に詳しく載せるというのは広報紙としての目的からは少し逸脱するものだと、そのように思っております。そういった案件については、報道機関でもきちんと詳しく報道しておりますので、そちらをごらんになればほとんどが掌握できているものと、そういうふうに認識をするところです。ただ、議会に対してはきちんと詳細をご説明させていただき、その後の追跡についてもきちんと取り組んでいる、そういう状況でございますので、これについてはあくまでも今後もそういう形で取り扱っていきたい。今後も変わらない状況で広報にはまずはこういったことは載せないというふうにして扱っていきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 意見箱のことについては、びっくりというか、それはやっぱりおかしいと思うのです。名前がなければ尊重する必要がないという考えは、私は改めるべきものだと思います。というのは、内部告発という問題がありますけれども、そういうようなことも含めて、名前は出せないけれども、こういう事実があるのだ、黙視できないのだというような形で告発する、または相談するということもあり得るわけであって、内容をまず見るべきだろうというふうにして思います。ですから、今聞いていると公表外という意見箱に入った意見はほとんど目にされないで処分されているのかなというふうにして感じたのですが、それはあってはならないことだろうと思います。絶対数だけでも非常に少ないわけですよ、それも含めて。非常に少ない町民の皆さんの中で、あえて言いたいことがある。もちろん一言だけかも知りません。変なものもあるのかもわかりません。けれども、それなりの意見が書かれてあることだってあり得るわけですから、きちんと町民の声を受けとめるという姿勢をまずもって持つ必要があるだろうと思いますので、今後ぜひとも意見箱、公表外であってもきちんと目を通して、そして指摘されていることが妥当性があるのであれば、きちんとそれは受けとめると、それだけの度量の広さというのは必要だろうと思いますので、ぜひそこは改めていただければなというふうにして思っているところです。

それと、もう一点、個別対応という部分なのですけれども、具体的に言いまして、グリーンピア大沼の売却の問題について今回も議案が提示されていますけれども、これにかかわって今年の1月、森広報で特集が組まれました。多くの町民は、この広報を見て初めてグリーンピア大沼の売却についてこういう状況だったのだ、こうなったのだということを知った方が多かったと思います。それに対しての疑問だとか、自分の問題意識だとかというのを投票したのだけれども、全然載せてくれないのだという話も現に聞いたのです。個別的対応という中にそれも含まれていたのだと思うのですけれども、それも個別対応として却下されているという、多くの町民が関心を持っている問題を意見箱という形で提示し

ているにもかかわらず、ある意味町側の都合で、町側の価値判断でそれを取り上げるか、取り上げないかという形で判断されているとすれば、これは非常に広報紙としての性質上からいっても大きな問題があるのではないかなと思うのですけれども、そのあたりについてぜひお聞かせ願いたいと思います。

それと、2点目の部分なのですが、大きな問題ということで、先ほど言いましたようにそれなりの対応をしているという話なのですけれども、今私も言ったように町長がお話しされたのは謝罪したところだけなのです。その中身については一切触れられていないのです。ですから、町民はこの結末について何ら知らされていない。だから、聞かれた方には、私はこういう形で全員協議会で報告されていますから、こういうふうな形で全額の賠償というのは無理で、ここまでなのですよという話はさせてもらったのですけれども、そういう関心を持っている方々も多くおられる状況の中で、それなりに町民に波紋というか、問題として受けとめられているということがはっきりしているような問題にかかわっては、それなりの結末というか、その報告というものをきちんとするという、そういう姿勢はぜひとも今後は広報の中で取り上げるという方向性で取り組んでもらえないものかということを確認させていただきたいとか、お聞きしたいということで再々質問にさせていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどの質問の答えで、大変申しわけありません。補足ですけれども、中身については全て目を通していただいております。その中で、対応する必要のないものは先ほど申し上げたように公表の必要がないというふうにして捉えているところでございます。また、その中でも、先ほどと重複しますが、個別対応によってそれを広報紙に公開してほしいのか、しないのかということは投稿された方の判断でございまして、その点について我々から、上げましょうとか、それは掲載しましょうということは言うべきものではないと、そのように思っております。

いろんな過去に起きた、そういったものについても載せる。もしくは、少ない意見についても取り扱ってほしいということで、先ほど議員の申し上げましたグリーンピアの問題につきましても個別対応させていただいていました。その結果、何ら広報に採択する必要がないという結論を得ましたので、そのとおりに扱っているだけでございます。それは、議員のほうに行かれている情報がちょっと私どもとは違うのかなと、そのように考えているところです。

ほかに、先ほど例に出ました薬剤師の問題ですけれども、これは現在も継続中です。今現在のところ弁償する財産もお金もないということで、それが後ほど生まれてきたときには当然歳入として扱える場面も出てまいりますので、そういったときにはまた議会の中に報告させていただきながら取り扱っていききたいと、そのように思います。ただ、こういった件がいつ出るのか、何年後に出るのかというのは正直はっきり申し上げることは、期日が決まっているわけではございませんので、こういったものまでずっと広報で扱うという

のは、扱うべきものではないのかなと、そのように思います。広報よりも、リアルタイムで全て民放、新聞、それからメディアのほうに扱われますし、ほとんどの方はそれを見て理解されているものと私どもは認識をしております。もしそういった点でご意見があるならば、恐らく意見箱の中にきちんとした形でまた投函されるものと、そういうふうに思っております。そして、その意見として入ったものについてはきちんと掌握し、それから名前が書かれていなくても確認はいたします。中で職員としての対応だったり、いろんなことが中には書かれております。それについては、きちんと意見を取り上げた中で進めておりますので、この辺はご安心いただきたいなと、そのように思います。

今後もきちんとした公平な扱いのもと、広報紙の取り扱いについて進めていきたいと思っておりますので、以上再々質問の答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 情報公開と広報もりまちの活用についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

次に、7、森町の人口減少対策について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町の人口減少対策についてでございます。人口減少問題は全国的な問題であります、地方においてはより深刻であり、本格的な人口減少時代が到来したと認識しなければならず、潜在的な成長力の低下、消費需要の減少や社会保障費用の負担増加による財政状況の悪化など、さまざまな分野に悪影響を与えます。自治体運営の側面から見ても、行政サービスの格差が発生したり、公的インフラ整備などが制約され、充実度の高い地域への人口流出が加速するといった負のスパイラルが既に見受けられ、人口を集める地域と失う地域の二極化が起きているのが現実であります。民間企業においても、地域内消費の縮小により企業間競争が激化し、利益縮小や廃業まで至るケースが全国で問題となっております。

森町の人口統計を見ますと、減少の一途であり、その減少率は全国の市町村でも大きいほうへ位置しております。各種調査に基づくトレンドから予測された数値よりも下振れが見られ、人口減少のテンポが速まっているとのデータもありますが、毎号の広報もりまちでも確認できる人口と世帯数を見ると、その深刻な事態が浮き彫りとなっております。森町においても人口減少はさまざまな影響を及ぼし、飲食業や小売業の業績不振、水産加工業や建設業での労働力不足、空き家や空き店舗の増加、町内会活動などの地域コミュニティの衰退など、あらゆる面で影響が出始めています。人口減少へできる限りのブレーキをかけ、その加速を食い止めるべく施策が早急に求められているのは誰もが認識しております。

平成19年12月に打ち出された第1次森町総合開発振興計画基本構想においても人口減少問題が取り上げられており、10年後の平成29年の統計学的予想人口とさまざまな施策、取り組みによる目標人口が明記されていますが、現在の森町の人口は当時の統計学的予想人口と合致しているのが現実であります。さまざまな施策を重点的に進めることで設定された目標人口でありましたが、ブレーキをかけることができなかったと認めざるを得ないと

考えます。来年度から10年間のさまざまな分野の施策における最上位計画である第2次森町総合開発振興計画においては、梶谷町長の新聞報道へのコメントにあるように、人口減少対策が重要であると私も感じておりますが、これからの10年間はこの計画にとらわれることなく、柔軟性を持って事実に基づいた施策が必要でありますので、質問いたします。

まず、1番目、10年後の統計学的予想人口を何名と認識しているか。

2番目として、第1次森町総合開発振興計画において人口減少対策をどのように評価するか。

3番目、人口減少対策はさまざまな施策の集合体であり、スピード感のある意思決定と実行が重要であるが、今まで以上に取り組みを加速させるためのプロセスの改善を考えているか。

以上、質問させていただきます。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えいたします。

1点目ですが、第2次森町総合開発振興計画を策定する際、平成27年に行われました国勢調査結果をもとにした人口推計を行っており、平成37年度時点の森町の人口は1万2,692人となる見込みです。この傾向のまま推移すれば、平成39年度には1万2,063人まで減少することが予想されております。

2点目ですが、第1次の総合計画策定時にも人口の推計をしており、その中での平成29年度時点の予測として1万5,942人になることが推計されていまして。また、第1次の計画中で10年後の人口目標を設定しており、その数値は1万7,000人と定めていまして。平成29年10月末現時点での人口は1万5,922人となっていますので、人口減少のスピードは議員の質問にありますように10年前の認識より加速している状況です。平成20年度から平成29年度までの10年間の計画期間として策定されました第1次森町総合開発振興計画は、期間全体を通した各施策の進捗状況、達成度などを計測する指標など、定量的な数値目標を設定していないため、人口減少対策について数値や基準を示した評価を行うことは困難であります。現に1万7,000人と設定された目標人口が10年前の推計値を下回っている現状にあります。第2次森町総合開発振興計画では、目標人口を1万5,000人とし、森町の将来像として設定されました「みんなで創ろう海と緑の理想郷 森町 ～こころふれあう はつらつとした爽やかなまち～」を実現するため、今後ますますの効果的で効率的な施策の実施と行政運営に努めてまいります。

3点目ですが、第2次森町総合開発振興計画を基本とし、地域の代表者で構成される森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会を中心に、人口減少問題に対応する施策について町民の皆様の視点や意見を取り入れた事業を展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（河野文彦君） では、再質問させていただきます。

今月の広報もりまちを拝見して、そのときも愕然としたのですけれども、今月の広報では、生まれた方が1名で、亡くなった方が二十数名、町全体として三十数名の減というデータでした。生まれた方、亡くなった方、全ての方のお名前が載っているわけではないと思いますけれども、毎月三十数名、年間400名から500名ほど減少しているというのが事実であります。私が今さら申し上げることでもないと思いますが、危機感の共有というところで改めて発言させていただきました。

第1次の森町総合開発振興計画では、人口減少やむを得ずと、1万7,000人で歯どめをかけたいとの目標を達成できませんでしたが、全員協議会での第2次森町総合開発振興計画の説明では、現状を維持すると。目標人口1万5,000人、やや現状維持かと思うのですけれども、結果的に第1次計画よりもハードルを上げたというふうに僕は認識いたしました。相当な覚悟と決意があったのかなと思われそうですけれども、スピード感のある施策を推し進めるためにも、再質問として人口減少対策担当課ですとか担当室などの設置が大変有効なのかと、逆にそれぐらい本腰を入れるべきことだと思いますけれども、梶谷町長のお考えを聞かせていただいて再質問としたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、縷々これまでも合併したときから考えると非常に、3,000人以上の人口が減少しているということでは、私たちも危機感は感じております。ただ、森町だけではないからいいということではなく、大都市に一極集中するという形で若い方々の流出や、子供が生まれないせいもあって、そのサイクルがずれているのかなと、そのように思っております。町として就職先、働く場所は結構まだまだあって、議員の質問の中にもありましたように労働力不足の中で、そこにお勤めいただければ人口の減少も緩やかになってくるのかなと思うのですけれども、希望する職種がない等の理由、それから時代の流れもあるのかもしれませんが、どうしても地元の若い方々が採用されずに、海外の研修生の中で企業も運営しているということが大変残念でなりません。

そのような中で、議員おっしゃいましたスピーディーに仕事を、取り組みを加速させるための人口減少対策課のような特別な課の件ですけれども、人口減少対策というのは一部の人が全ての作業をこなして対応できるものではないというふうに私は考えます。今現在企画課が中心になって、農林課や水産課、それから商工労働課、総務課と全課、教育委員会や全てにわたって意見を集約したり、それから知恵を出していただいたりして進めている状況です。一つの課を設置したから全てができるということではなく、例えばそこに新しい課をつくって、たくさんのそれぞれの担当の人間を集めるということも一つの方法なのかもしれませんが、今うちの役場内でも会議を開くときには連絡体制はオンラインで全て行っておりますし、何をやるにしても大変連絡、情報の伝達は物すごく早い状況、リアルタイムで行っております。そういった関係では、現状の形で十分対応できる体制になっていると思っております。その中で一般の民間の方々からの意見を吸い上げるためには、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会、これがほとんどの町内の経済界や各団

体の代表等が入っておりますので、そういう方々の意見も当然必要だと思うのです。早く決めていくよりも確実に歩むことがまず大事だと思います。確実に歩いていくことが最大の加速度になって、放射線状に延びていく、これが大体の成功例と申しますか、成功につながる秘訣かなと思っております。上辺だけで進むのではなく、中身で私は進めていきたいと思っておりますことを伝えながら、再質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） 担当課設置するまでもなく、連絡体制、情報共有ががっちりとされているということです。その体制をぜひ維持して、専門課はなくてもよかったと思われるくらい取り組みを進めていっていただきたいなというふうに思います。

今ほど町長の答弁の中で、若い人が出ていってしまって都市に集中、これも減少の原因の一つかなというような説明だったかと思えますけれども、ありとあらゆる取り組みが結果的に人口減少に歯どめをかけていくのかなというふうに考えて、私がちょうど2年前の平成27年の12月会議の一般質問で、まさに人口減少対策の一つかなと思う定住対策という部分でお伺いしました。その梶谷町長の答弁の中で、住宅を取得するような取り組みに対して町としてはまだ政策の中にはありませんけれども、これからおくれればせながらではございますが、何かしらそういう若者が魅力を感じて町に住宅を建てていただけるように、そういった施策を検討してまいりたいというようなご答弁いただきまして、その翌年の町政執行方針の中に生産年齢層の定住の実現に向け、住宅取得を促すための有効な支援策につきましても検討してまいりますというように記載されたのを拝見して、共有できた思いを実現に向けて進めることができるのかなというふうに期待していたのですけれども、もうそれから2年たって、計画も見えてこないものですから、それが検討した結果没になっているのであれば、それはそれでいいですけれども、もしまだ検討中というような答えが出るようでしたら、それこそプロセスの改善が必要かなと思うのです。今お話しした案件とは関係なく、そうやって何らかの規約だったり、上位計画だとか、習慣だとか、そういうものにとらわれてトップマネジメントとしての意思決定がスムーズにいかないというような事例がもし以前にありましたら、お聞かせ願えないでしょうか、お願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

過去にも本当に努力したい旨のいろんな方法、それから政策に対して私も発言しておると思います。検討した中でまだまだ、もっともっと検討されるべき課題なのかなとも考えております。そして、まず町として今いろいろと取り組んでいるのが、河野議員も恐らく理解されておりますが、観光産業、観光を中心にいろいろとサービス業の底上げというものも商工労働観光課のほうで取り組んでおります。一例として挙げますと、森蘭航路の復活というか、レジャー産業です。そういうものも入っておるわけですが、それ以外にも、町内にご存じのようにロングライフホールディングさんという企業が入っております。そこでも雇用されている。赤井川にありますモータースポーツのショップ、そういう

ところでも人が雇用されております。まず、住宅を建ててもら、それから人に住んでもらう前に、仕事がいちこの町の中にあるかどうか、それによってまたさらに住んでいただける若い方々が増えてくるのかなと、そういうふうな思いでいっぱいでございます。

まず、そういった中から、住宅を建てるための補助だけがあつて、森町に住宅を建てて住んでくれる方というのなかなかいなかった状態もあります。ただ、今現在ソーラーの助成ですとか、隅々まで地元材を使う、そういった補助についても順調に今伸びてきている状態でございます。また、昨年の3月に新幹線の駅が開業したということも今後森町としてのイメージのプラス、住みやすい町としてのプロセスにもつながってくると思いますので、いろんな要因を検討させていただきながらこれは進めていきたい、そのように思います。

トップとしてすぐ決断してやる、それからすぐ手がけるという部分については、いろいろ手がけておりますけれども、最終的にトータルとしての人口に対してのプラスということを私考えながら、各課といろんな協力をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。ちなみに、行政報告でも申し上げさせていただきました林業大学校、これについてもこの一環として早速に動いている、そういった取り組みですので、議員の皆さん方にも何らかの形で支援をお願いする場面が出てまいりますので、そのときはご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上を申し上げさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 森町の人口減少対策についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成29年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時31分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○総務課長（長瀬賢一君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、平成29年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものです。

1 ページをごらんください。本件につきましては、平成29年度森町一般会計補正予算の第7回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,287万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億1,894万7,000円としたものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。4 ページの歳入では、所要財源として選挙費委託金と財政調整基金を充当したものです。

6 ページからの歳出についてご説明します。款2 総務費、項4 選挙費につきましては、10月22日執行の衆議院議員選挙事務に係る所要の経費を計上したものです。

8 ページをお開き願います。以下につきましては、今年9月の台風18号による被害の復旧、修繕経費が主なものになっております。款6 農林水産業費、項1 農業費650万円は、かしの沢排水路の修繕及び白川地区の排水整備を実施しております。

また、項3 水産業費1,283万5,000円は、復旧作業で発生した災害ごみの処理手数料のほか、災害ごみや土のう用の砂の運搬に係る建設機械借り上げ料を計上しております。

続いて、款8 土木費、項2 道路橋梁費693万4,000円は道路洗掘や路肩の崩落による道路補修など20カ所を実施し、項3 河川海岸費1,906万2,000円は河川における倒木処理やのり面崩落の改修など21カ所を実施したところです。

また、10ページからの款10教育費では、尾白内小学校教員住宅の支障木及び砂原中学校グラウンドの倒木処理手数料を計上したものです。

台風18号による被害の復旧、修繕経費につきましては資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

以上で専決処分の報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。いいですか。

○14番（松田兼宗君） 8ページ、9ページの水産業費のところなのですが、まず1点目、今日の補正予算にも出てきていますけれども、聞くところによると施設が災害に弱くなっている、そういうようなことを耳にして、だから被害がこんなに多いのだという話。2年続けての被害が出ているのですが、その辺はどうなのでしょう。今日の行政報告の中でも強靱化計画ということで要請をしているみたいですが、その辺の話というのはどうなっているのかということと、土木費のところ資料の5ページで尾白内川が9件という形になっているのですが、台風18号のときの被害が尾白内川周辺に集中しているということは、その流域に集中して今回の台風18号に関しては雨が多かったということと理解し

ていいのでしょうか。そして、この部分の過去に災害のなかったところが出ているのかなというふうに思ったりもするのですが、その辺もあわせてお願いします。

○水産課長（黒川安明君） それでは、水産業費の水産業総務費の関係でお答えします。

松田議員おっしゃるとおり、施設の弱まっているところが被害がいったということも事実でございます。ただ、それだけが原因の全てではございません。3.11の際に補強した施設も一部いつているところもあります。したがって、弱いところだけが今回の台風の被害で全ていったということではございません。

以上でございます。

○建設課長（富原尚史君） 松田議員のご質問にお答えします。

平成29年9月18日のアメダスのデータでは、降り始めから66ミリ、これは姫川のアメダスの地点ですけれども、尾白内川の流域、このデータというのは非公式というか、ありませんけれども、道の治山工事の現場のデータを見ると、3時間で約100ミリ以上の雨が降っているということから尾白内川に流れ込んだと、そういうことであります。

○14番（松田兼宗君） 今まで被害の出ていないところに出たということで理解していいのですか、尾白内川周辺の。

○建設課長（富原尚史君） 全てにおいて重なっていないとか、上流のほうは今まで出ていなかったところも出ていますし、下流のほうは平成24年の災害のところも一部決壊というか、壊れたというところもあります。

○14番（松田兼宗君） 雨量計の話なのですが、たまたまあったから100ミリというのがわかっているけれども、その他森町管内に雨量計というのはどの程度されていて、集中豪雨、本当雨の振りが局地的になってきていると思うのですが、その把握の仕方がどの程度できようになっているのか、ちょっとお知らせ願えればと思います。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

森町においてのアメダスの箇所というのは1カ所、姫川の地点でありまして、あとはレーダー解析によってこのぐらい降ったであろうという形で発表されることはありますけれども、基本的には姫川地区のアメダス1カ所と、雨量計についてはそういうことになります。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第1号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー2を提出しておりますので、ごらんください。人事院勧告に基づき、町長等の期末手当に係る支給月数を0.1カ月分引き上げようとするものです。

第1条では、平成29年度分の6月と12月支給分を合算した0.1カ月分を引き上げ、100分の225にするものです。

第2条では、平成30年度分の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.05カ月分引き上げることで100分の220とするものです。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第2号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー3をごらんください。人事院勧告に基づき、勤勉手当に係る支給月数を一般職は0.1カ月、再任用職員は0.05カ月分引き上げ、俸給表の改正をしようとするものです。

勤勉手当の支給に関する規定は、議案第1号と同様であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。

○4番（黒田勝幸君） 再任用のことでちょっとお伺いいたします。

上げ幅は少額でございますけれども、29年度は再任用11名おりましたよね、予算書で見ると。それで、時によってそれぞれ違うのですけれども、11名の方々の平均年収はどのぐらいになるのですか。

○総務課長（長瀬賢一君） 再任用職員の収入、年収についてですけれども、平均でおおむねフルタイムの勤務で300万程度ということでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第3号 森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてです。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照ください。行政機関個人情報保護法等改正法の施行に伴い、森町個人情報保護条例の関係条文を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、個人情報の定義及び要配慮個人情報の取り扱いの規定について改正法と同様に改正をしようとするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第4号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について提案させていただきます。

説明資料5を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料により説明させていただきます。1点目の提案理由につきましては、冬期間の暖房に係る費用の軽減を図るため、町内に居住する低所得の状況にある世帯で独居の老人世帯や重度障がい者同居世帯、ひとり親世帯等を対象に暖房費用の一部を助成しようとするものです。

2点目の提案内容につきましては、平成30年1月1日現在で住民基本台帳に記載されている満70歳以上の独居老人世帯を初め、重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等の同居する世帯や18歳未満の児童など同居するひとり親世帯等の町民税非課税世帯に対して、灯油60リットル相当の暖房燃料購入費を助成しようとするものです。

3点目の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成30年3月31日をもってその効力を失うこととします。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第5号 第2次森町総合開発振興計画基本構想についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（川村勝幸君） それでは、議案第5号についてご説明いたします。

本案は、森町総合開発振興計画の策定に関する条例第4条第1項の規定に基づき、第2次森町総合開発振興計画基本構想を次のように定めようとするものであります。

本計画は、平成30年度から10年間の森町のあるべき姿と進むべき方向や町政運営の基本的な指針とするため作成するものであり、その中で基本構想は町政の最高理念で、町の将来像及び基本目標を示すものであります。

それでは、資料、序論についてです。1の計画策定の趣旨から6の森町のまちづくり課題の6項目で構成しております。1ページでは、計画策定の趣旨について記載しています。第1次の総合開発振興計画策定後から人口減少や少子高齢化、防災意識の高揚など、安全、安心な暮らしへの関心が高まりを見せています。北海道縦貫自動車道森区間のインターチェンジ開業や北海道新幹線開業など、これまでの社会情勢の急変に対応し、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向について基本的な指針とするため、第2次森町総合開発振興計画を策定します。

続きまして、2ページ、計画の留意点です。本計画は、森町のまちづくり計画の中でも最上位計画として位置づけております。以下記載の3点を留意点としています。

同じく2ページ、計画の期間と構成です。この計画期間は、平成30年度から39年度までの10カ年計画であります。町の目指す姿を示す基本構想と取り組む施策を示す基本計画、そして具体的な事業として取りまとめる実施計画の構成となっています。

続きまして、3ページ、計画の背景となる国内外の動きです。（1）、（2）についてですが、日本の総人口の減少と少子高齢化が急速に進んでいく中で、地方自治体でも子育てしやすいまちづくりや高齢者の健康、日常生活を支える取り組みが今後より一層必要となっています。

続きまして、4ページです。（3）についてですが、情報、交通網が発達し、ネットワークも拡大したことにより住民生活が便利になっており、地域活性化を図る上でこれらを効果的にまちづくりへ活用していくことが求められます。（4）についてですが、近年の

自然災害等や交通事故、犯罪からの安全対策、さらに子供や高齢者等を見守るなど、安全、安心なまちづくりが今まで以上に重要な課題となります。

続きまして、5ページ、(5)についてですが、市町村や都道府県が問題解決のために単独で取り組むのではなく、広域で取り組むことで課題解決することや地域でも住民、行政、教育機関、民間企業などが相互に連携し、協働で取り組む必要があります。

ページめくりまして、6ページから8ページになります。こちらには森町の概要を記載しております。(3)では、平成27年に実施した国勢調査の年齢3区分人口の推移と人口構成比の推移及び10年後、平成37年の推計予測、さらに世帯数と世帯人員、また(4)では産業別人口推移と構成比を記載しています。

続きまして、9から14ページでは5項目の森町の課題を記載しております。11ページになります。こちらには森町の暮らしにおける満足度、重要度についての町民アンケート結果をグラフ化しています。森町に住み続けたいと思う人を増やしていくためには、特に重要視されています医療環境や自然災害への備えを中心に抱える不安を解消し、子供から大人まで安心して住み続けられる環境を整えていくことが必要であります。

12ページです。(2)では、定住意向について年代ごとに行ったアンケート結果を記載しています。特に若い世代では働く場や仕事が定住意向に影響を与えており、担い手が求められる第1次産業においても若い世代が新規就業できるようにしていくことが必要であります。

13ページの(3)、小中学生が森町のよさ、好きなところに祭りやイベント、自然の豊かさを挙げていることから、関心の高い分野で参加機会を増やし、小さいころから森町への愛着を高めていくきっかけを増やしていくことが重要であります。

14ページです。(4)、子供たちだけではなく、その親であります子育て世代についてもまちづくり活動への関心や参加を促していくことが重要であります。(5)、森町で生産される豊富な農産物、水産物などを今後も森町内外に広くPRし、森の食を積極的に広めていくことが必要であります。

続きまして、15ページ、基本構想に入ります。基本構想につきましては、1の将来像から3の分野別のまちづくり方針の3項目で構成しております。1の将来像についてですが、第1次の計画と同様の「みんなで創ろう海と緑の理想郷 もりまち」とし、この将来像を共有した中でまちづくりに取り組んでいきます。

続きまして、16ページ、2の人口指標についてです。平成27年国勢調査での実績値を基本とし、これまでのさまざまな取り組みをさらに充実させることで人口減少を緩和し、本計画の最終年度であります平成39年度の人口目標を1万5,000人としております。

続きまして、17ページから23ページです。こちらには6つの分野別まちづくり方針を記載しています。18ページ、(1)、豊かな心と健やかな体を育む生涯学習のまちづくりとして、子供から大人まで世代を問わず誰もが学び、学習機会やスポーツ、レクリエーション活動の機会を充実させることや本町と歴史や文化、産業などのつながりのある国内外の

地域や人々の交流機会を充実させ、人材の育成、地域の相互発展を促進いたします。

19ページ、（２）、健康と支え合いを大切にしたいまちづくりとして、医療機関との連携、救急医療の充実により町民の命を守る体制を強化することや高齢者、障がい者に配慮した環境整備を進め、地域における助け合いの心の醸成や取り組みを促します。また、出産や子育てを希望する人たちが森町で安心して子供を産み育てられるよう、より効果的な支援を行います。

20ページ、（３）、産業の力を高め魅力を伝えるまちづくりとして、農漁業の後継者対策、農林産品や水産物の付加価値向上並びにブランド化の促進を図ることとします。また、町内の魅力のある地域資源を生かしながら、森町ならではの観光を振興し、さらに企業誘致などを促進し、労働人口が拡大するよう努めます。

21ページ、（４）です。自然の豊かさを感じながら生活できるまちづくりとして、海岸などの自然環境に加えて、沿道や公園など公共の場を大切にする意識を高めながら、美しいまちづくりと快適で衛生的な生活基盤を保つよう努めます。

続きまして、22ページ、（５）です。便利で安全・安心なまちづくりとして、産業基盤、防災拠点として重要な役割を担う道路や港湾、漁港、公共交通の利便性が高まるよう関係機関とともに努めます。また、噴火や地震、津波、風水害など自然災害に対する取り組みを進めるとともに、情報の収集、伝達体制や防災資機材などの防災体制を強化します。

最後になりますが、26ページ、（６）です。みんなで考え創っていくまちづくりとして、子供から大人まで森町で暮らす人たちが自分の町に関心や愛着を持ち、より良い町にしていこうという取り組みがさらに広がるまちづくりを目指します。

以上で議案第５号の説明を終わります。

なお、参考資料として資料ナンバー６、基本計画案を添付しております。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（野村 洋君）　これから議案第５号に対する質疑を行います。

なお、議長から念のため申し上げておきますけれども、あくまでも基本構想についての質疑でございますので、それを逸脱するものについては受け付けませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑ございますか。

○６番（檀上美緒子君）　16ページです。人口の指標というところで、先ほどの一般質問でも河野議員が人口の問題を質問されていましたが、特に人口減少に歯どめはかからないけれども、できるだけ緩くというか、そういうような努力のもと、平成27年度が1万5,946人に対して10年後、1万5,000人ということでやっているわけですね。それで、具体的に人口減少を抑える方策として、その下に書いている３つが重点課題として人口減少をとどめるための施策というか、取り組みとして出されているのだと思うのですが、それとのかかわりで、特に昨年の２月に出されたまち・ひと・しごとの部分での総合戦略の部分なのですが、それはまさにそれこそ人口減少に特化した形で計画を立てられた中身だ

と思うのですけれども、ここの中には4つの項目で、名前が違いますから、多分これとこれが対応するのだらうなというふうにして思いながら読んでみたのですけれども、4つ目の部分が入っていないのですが、その部分については何か考えがあつてのことなのでしょうか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

16ページに記載しております少子化対策、若者定住対策、移住、Uターン促進などと書かれていますけれども、これが特別重点施策ではなくて、こういう施策を行いながら目標であります1万5,000人にするということですので、まち・ひと・しごとの4点目の中でも、特にまち・ひと・しごとにつきましては人口減少対策問題に特化した計画です。基本はそちらの計画をもとに、最上位計画であります総合開発振興計画、下位につけています総合戦略で人口減少対策を行っていくということでございます。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 今の説明でそれなりに納得したのですけれども、全体を見まして私自身すごくひっかかったのが、今お話しされたようにまち・ひと・しごとの部分でいく総合戦略が特化した形で人口問題を解決する方策として、施策として検討されてまとめられたということです。ここで検討されたことがこの基本構想の中でもそれなりの位置づけをきちんとしなければならないものではないだろうかと思っているのですけれども、その部分が余りにもこれはこれ、こっちはこっちという形で計画、構想が練られているように感じているのですが、それはありませんか。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

基本構想の冊子、資料2ページをごらんいただければと思います。こちらに、2の計画策定の留意点と記載しておりまして、2つ目の四角のぼつに、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略を初め、各分野で作成、推進している個別計画の内容を踏まえて作成すると書いております。基本的に、あちらこちらではなくて、あくまでも下位計画として位置づけた総合戦略を初めと書いていますので、あちらこちらでやっているわけではなく、これも加味した上で総合計画を策定しているということでもありますので、ご了承願います。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 1点だけ、全協のときに質問したら、ちょっと把握していなかったみたいなので、再度この場で確認したいのですが、パブリックコメントにおいて閲覧しに来た人はゼロだったと、ホームページにも実際に掲載されて、その分の把握はしましたでしょうか、どの程度なのか。できますよね。含めてお願いします。

○企画振興課長（川村勝幸君） お答えいたします。

全員協議会のときにご質問いただいて、明確な答え出せなかったのですけれども、あの後課に戻りまして担当のほうに聞いてみたら、ホームページ上で公表していて、閲覧数を確認できるという答えをもらっていますので、今ちょっと数字は持っていませんけれども、後ほど回答できると思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに、よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第6号 平成29年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億8,002万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億9,997万4,000円にしようとするものです。

第2条の債務負担行為は、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。歳入ですが、款13使用料及び手数料は、濁川地区の熱水供給施設を利用している農家の使用料を計上しております。

続いて、款14国庫支出金の項1国庫負担金4,936万4,000円は、障害者介護給付費及び児童手当に係る国の負担分を計上しております。

次に、項2国庫補助金の目1総務費国庫補助金627万4,000円及び目2民生費国庫補助金178万2,000円は社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上し、また目6衛生費国庫補助金15万4,000円はがん検診に係る補助金をそれぞれ計上しております。

続いて、款15道支出金の項1道負担金2,422万円は、国庫同様障害者介護給付費及び児童手当に係る道の負担分を計上しております。

次に、10ページ、11ページの項2道補助金、目2民生費補助金92万1,000円は、通所交通費補助事業及び福祉灯油事業に対する補助金を計上しております。

また、目4農林水産業費補助金の節1農業費補助金7,318万1,000円は、農業機械のリース導入に対する補助金を計上し、節3水産業費補助金500万円はホタテガイ養殖施設強靱化

対策事業に対する補助金をそれぞれ計上しております。

続いて、款16財産収入1,363万5,000円は、昨年の台風による倒木売却収入を計上しております。

続いて、款17寄附金は、ふるさと納税の収入実績に鑑み、10億円を増額するものです。

続いて、款18繰入金ですが、財政調整基金からの1億578万1,000円は補正財源として、またふるさと応援基金の8億20万4,000円はふるさと応援対策事業に充当しようとするものです。

続いて、12ページ、13ページの款20諸収入の雑入では、建物災害共済金と消防デジタル無線の回線変更に伴う費用負担金を計上しております。

次に、14ページ、15ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明いたします。各特別会計への繰出金を計上しておりますが、主に人事院勧告に係る経費ですので、説明は一部省略させていただきます。

款2総務費、目2人事管理費1,246万1,000円は、今年4月の人事異動に伴う執行額精査と人事院勧告に基づく給与改定による職員手当及び共済費の増額分を計上しております。

また、目7情報推進費では、マイナンバー制度システムの構築費を計上しております。

また、目11諸費では、法人税等の還付金の増額に対応するため350万円を計上しております。

続いて、款3民生費、目1社会福祉総務費の節20扶助費330万円は、燃油の増嵩に伴い、福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

また、目4老人福祉総務費の節13委託料から節20扶助費は、それぞれの事業における利用者の増加によるものです。

また、16ページ、17ページの目5障害者福祉費、節20扶助費9,600万円は障がい福祉サービス利用者の増加によるものです。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の180万5,000円は、児童手当の実績数の精査により計上するものです。

続いて、款4衛生費、目2環境衛生費の120万円は、水道未普及地域飲用水確保対策事業としての補助金を計上しております。

また、18ページ、19ページの目6病院費4,337万7,000円は、国保病院事業会計の補助金等を計上するものです。

続いて、款6農林水産業費、目2農業総務費は、新函館農業協同組合森町トマト生産振興協議会、森町スイートコーン生産部会が農業機械、生産資材等を整備するため、産地パワーアップ事業補助金7,318万1,000円を町を経由して交付するものです。資料ナンバー7を提出しております。

また、20ページ、21ページの項3水産業費、目2水産業振興費では、昨年の台風10号の通過に伴い被災したホタテ養殖共同施設の強靱化を図るため、ホタテガイ養殖施設強靱化対策事業補助金500万円を町を経由して交付するものです。資料ナンバー8を提出しており

ます。

続いて、款7商工費、目3ふるさと応援対策費の報償費から積立金の総額18億20万4,000円は、ふるさと納税の実績に鑑み増額補正をするものです。

続いて、22ページ、23ページの款8土木費、項2道路橋梁費と項6住宅費の修繕料は、それぞれの小破修繕に係る経費でございます。

続いて、24ページ、25ページの款9消防費、目3消防施設費は、消防無線赤井川基地局の救急波の障害を解消させるため、修繕料を計上しております。

続いて、款10教育費、項1教育総務費では、教員住宅の修繕料を計上しております。

次に、項2小学校費、目1学校管理費では、暖房用ボイラーを初め、各施設の修繕料を計上しております。

また、目2教育振興費では、要保護及び準要保護世帯児童に対し、入学前に新入学学用品費を支給するため、既存予算額の執行状況を精査した上で計上しております。

次に、項3中学校費、目1学校管理費では、各校舎や附帯施設、スクールバスなどの修繕料を計上しております。

また、目2教育振興費では、小学校費同様、要保護及び準要保護世帯生徒に対し、入学前に新入学学用品費を支給するため、既存予算額の執行状況を精査した上で計上しております。

続いて、26ページ、27ページの項5社会教育費、目2公民館費の需用費62万5,000円は、森町公民館地下車庫のシャッターを修繕しようとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） 19ページと21ページ、18ページの農林水産業費の農業費の中で負担金補助及び交付金7,318万1,000円、これパワーアップ、内容はわかるのですが、これから購入するということなのですか。これから購入するということになると、トマトだとかスイートコーンはできないと思うのだけれども、どういう意味でこれ出してきたのか。ただ井金だから、町の予算を通すから入れるということなのか、その辺ちょっとお聞きしたいなど。

それから、水産業費の21ページなのですが、ホタテの養殖施設の強靱化イメージ、これ500万あるのだけれども、砂原漁協の部分で漁家数が28件、砂原は28件しかないわけではないでしょう。年次別にして、何科さっきの町長の話では年次的に整備していくというのだけれども、500万円しかない。1,000万円とか2,000万円とかできないの。

それと、もう一つ、スーパーアンカーあるのですが、このアンカーと土俵、アンカーブロックなのですが、これは寿都方式と同じシステムかどうか。片方だけスーパー打って、片方アンカーでやれば移動する可能性が高いのではないかなと思うのだけれども、その辺を2点伺いたい。

○農林課長（宮崎 渉君） 山田議員の質問にお答えします。

今回の産地パワーアップ事業の補正につきましては、既に入札等を進めて、リース機械並びに資材等も導入し出しております。これは、事前の着工届出しいただいて事業に着手しているという状況でありますし、最終的には年度内に全部物を入れた段階で国、道を通じて町に補助金が来ると。この補助金をもってそれぞれの取り組み主体に補助するという状況にあります。

以上です。

○水産課長（黒川安明君） まず、ホタテガイ養殖施設強靱化対策事業の補助金なのですが、これ500万というのは砂原漁協28件分が利用するということです。道の補助金で1漁協500万ということでやるのですが、内容は砂原漁協はスーパーアンカーは使いません。全て15トンブロックと根尾綱、これに28件が利用すると。当然事業費的には足りません。足りない部分につきましては、漁協のほうで一時立てかえて使って、リースという形で漁業者に貸すという形をとります。その形をとることによって、強靱化対策を伴った共同施設ということの位置づけになります。あくまでも今回は28件だけがこれに乗って強靱化をするということになっております。

以上でございます。

○5番（山田 誠君） 産地のパワーアップですけれども、課長の話聞くと事前に購入しておくという話でいいのかな。これ使うから機械をリースで受けるのでなくて、事前に道、国の補助をもらってやるということになると債務負担行為起こさなければならないのでは。これから使うというのならわかる。使うと云うたって、あと4カ月しかない。買い置きしておくということでしょう、簡単に言うと。であれば、これ当然債務負担行為起こさないとおかしいことにならないか。使わないものを買うわけですよ。来年使うのでしょ、早い話。

それと、水産課のほう、強靱化イメージのほうなのだけれども、28件分しか使わないと言ったのだけれども、あとの漁業者は使わないの、やらないということでもいいの。ということになると、先ほど言ったように災害のあれでないけれども、今度町のほうでもやらないで、施設が破損したりなんかになった場合にまた補償するという格好になるのか。そういうことになれば、ちょっとおかしいともの。事前に漁業者も未然に事故防止のために強靱な施設をつくっておく必要がある。寿都の場合は2億幾らかな、かけて、この前の台風災害でも一切被害が出なかったとなっている。多分アンカーブロックだけなら同じ結果になると思う。何でスーパーアンカー使わないの。その辺がちょっと意味がわからない。その辺課長に聞いて答えあるかどうかわからないけれども、きちっと組合を指導しないとだめなの。やった方がいいが災害に遭うとなったら、またやらなければならない。だから、ほかのいいところ、現況やっているところがあるわけだ。寿都町など、そういうところを見てきて、それなら森、砂原もこういうふうにしなければならないなということが普通だと思うのだけれども、それちょっと考えておいてください。

○農林課長（宮崎 渉君） 山田議員の質問にお答えします。

先ほど言ったとおり事前に着工届出していただいております、入札並びに機械の導入等も既に完了しているものもございます。基本的には、先ほど言ったとおり年度内に導入を終えて、年度内からもう使い始めるということでございます。

以上です。

○水産課長（黒川安明君） それでは、山田議員の質問にお答えします。

まず、この500万なのですが、来年度から、平成30年度から3カ年にわたって道のほうで1単協500万まで補助金出すので、施設を強靱化しなさいという中身になっています。まず、全員が強靱化するということはなかなかできない理由もあります。というのは、個人施設を強靱化して共同施設化するとすると自分の都合のいいような養殖作業ができない、セットになっていますので。それと、あとどの程度まで強靱化していいのか、そのセットによってばらばらなのです。3.11のときに新しくセットを直した人もいます。あるいは、10年間直していない人もいます。それによって、全員が足並みそろえてそのセットごとに共同化するというのはなかなか面倒で、ただ時間をかけてもこれはなるべく強靱化して、共同施設化していかなければならないと。共同施設化しないと激甚災害以外の災害、通常の災害なのですが、その補助をなかなか受けづらいということがありますので、時間かかってでもこれは組合のほうに話しして、なるべく共同化施設に移行するようにということで話はしていきます。

それと、あとスーパーアンカーとブロックなのですが、これはスーパーアンカーのほうブロックよりかなり弱いです。ブロックのほうが強いです。今砂原のほうは15トンブロック全部使っているのですけれども、そういう理由でブロック使っているとは聞いていません。

以上でございます。

○総務課長（長瀬賢一君） 先ほどの産地パワーアップ事業補助金の債務負担の関係、話出ていますので、ちょっと補足させていただきます。

まず、この事業主体が森町ではなくて、農協とその他協議会、部会ということになります。町としては、国からの補助金を一回受けて、あとリースをやっていくのはそれぞれ農協ですとか、それらの部会になりますので、債務負担行為は町のほうで設定する必要はないということでございますので、ご了承願いたいと思います。

（何事か言う者あり）

○総務課長（長瀬賢一君） 今年度中に終了しますので、そこの部分は設定は必要ないというふうに考えております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 内容はわかります。わかりますけれども、こういう事業等々については、事業主体のほう勝手に申請して勝手に補助金もらうから、町の予算通せという話はとんでもない話だと思う。そう思いませんか。誰も知らないのだ。たまたま今きて、これからトマトとスイートコーンやるという、冬にやるという考え持っている人一人もい

ないでしょう。やるのならやるで、きちんと総務なら総務のほうに来て、こういう年次計画のものがあるといふようなことで、今後いついつ補正を組みますといふことであればまだわかる。ただ、今ぽかっときている。これだめだったらどうするの。承認されなかったらどうするの。何もいじめているわけでない。システムの、規則的にきちっとやっていただかないと、この冬にこういう選別機買って、何買ってどうする。おかしくないですか。普通補正予算というのは、これから使用するものをやるのですよ。前に承認でとったものは、もう既に専決でやったから承認とっているだけの話。予算というのはそういうもののなの。今回は仕方ないとしても、中でもう一回検討してください。

○副町長（木村浩二君） 私からちょっと補足させていただきます。

今の件につきましては、山田議員おっしゃるとおりでございます。この点につきましては、町長も私たちも、農協の組合長を初め幹部一同がこの件については謝罪に参りました。確かに山田議員おっしゃるように、最初から町のほうにこういう事業の説明をした中できちんと、トンネル予算ですので、補正予算を組んでもらうというお願いがあつてのことだと思います。その辺はうちのほうもちょっと指導不足だったというふうに認識しておりますので、今後気をつけたいと思います。

○議長（野村 洋君） ほかに。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第7号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第7号 平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

本案は、平成29年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ32億9,098万7,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。初めに、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金につきましては、事業状況報告システム構築に係る国負担分を補助金として補正しようとするものです。

款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金の補正につきましては、前段の国庫補助金同様、事業状況報告システム構築に係る道負担分を補助金として計上しております。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、人件費に係る経費及び事業状況報告システムに係る町負担分並びに一般被保険者療養給付費に係る財源内訳の変更に伴い、補正をしようとするものです。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正につきましては、人件費に係る共済費について計上しております。

目2連合会負担金につきましては、国保連合会が設置する事業状況報告システムの構築負担金に不足額が見込まれることから、その費用について補正しようとするものです。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費の補正につきましては、予算額に変更はなく、財源内訳を変更しようとするものです。

下段、項5葬祭諸費、目1葬祭費につきましては、執行状況の精査により計上し、補正しようとするものです。

8ページ、9ページをお開き願います。款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金の補正につきましては、納付金額の精査により不足額を計上しております。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金、目1保険税還付金につきましては、国民健康保険の資格喪失届が遡及して提出された場合、随時保険税の還付処理を行っておりますが、執行状況の精査により補正をしようとするものです。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第8号 平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、平成29年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億2,784万4,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の補正につきましては、職員給与等繰入金として人件費に係る繰入金を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、人件費について精査をし、補正しようとするものです。

以上、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第9号 平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（千葉正一君） 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、平成29年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ936万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ18億161万8,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページ、5ページをお開き願います。歳入、款4国庫支出金、項2国庫補助金98万円は、システム改修費における国庫補助金対象により補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金838万9,000円につきましては、職員の人件費増額により繰り入れる補正であります。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費891万5,000円は、職員の人件費とシステム改修に伴う補正であります。

同じく、項3介護認定審査会費14万7,000円、款4地域支援事業費、項3包括的支援事業費・任意事業費30万7,000円につきましても職員の人件費に伴う補正であります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第10号 平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（金丸義樹君） 本案は、平成29年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億8,575万6,000円とするものでございます。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金221万4,000円は、歳出でご説明いたします各経費へ充当しようとするものでございます。

次ページの6ページ、7ページをお開き願います。歳出、上段の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費の主なものといたしまして、節2給料及び節3職員手当、節4共済費は、人事院勧告に基づく計上分でございます。節11需用費の修繕料は、外灯、給湯の配管、汚物除去機、配電盤をそれぞれ修繕しようとするものでございます。節13委託料は、夜警員の休暇分をシルバー人材センターへ委託するものでございます。

下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料、節3職員手当、節4共済費は、人事院勧告に基づく計上分でございます。節7賃金は、総務費で計上した賃金との均衡を図るため減額しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第11号 平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ5,998万円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開きください。歳入の変更はありませんが、歳出の款1項1目1総務事業費、節11需用費の消耗品費7万円を減額し、人事院勧告により節2から節4共済費まで7万円の不足額となった分に充当するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第17、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第18、議案第12号 平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(坂田明仁君) 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものでございます。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款病院事業収益、既決予定額9億3,206万2,000円に7,653万5,000円を追加し、10億859万7,000円とするものでございます。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億7,369万8,000円に80万6,000円を追加し、11億7,450万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文に「(資本収入額が資本的支出額に対し不足する額4,349万6,000円は当年度分損益勘定留保資金4,349万6,000円で補填するものとする。)」を加え、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款資本的収入、既決予定額1億7,569万9,000円から5,765万8,000円を減額し、1億1,804万1,000円とするものでございます。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億7,569万9,000円から1,416万2,000円を減額し、1億6,153万7,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正につきましては、平成29年度から平成30年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

2ページをごらんください。第5条、予算第5条に定めた企業債の医療器械器具等購入事業の限度額を2,530万円から80万円に減額するものでございます。

第6条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでござ

います。企業債償還利息支払金、既決予定額2,270万5,000円から39万4,000円を減額し、2,231万1,000円、不採算地区運営補助金、既決予定額1億3,596万円に3,182万1,000円を追加し、1億6,778万1,000円、経営健全化補助金、既決予定額ゼロ円に4,510万8,000円を追加し、4,510万8,000円とするものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的收入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額7,653万5,000円は、企業債利息支払金の減額、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金の増額でございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費、委託料の120万円の増額補正は、宿直業務委託でございます。

次に、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費39万4,000円の減額補正は、平成28年度に借り入れた地方債の企業債利息を精査したものでございます。

次に、資本的收入及び支出の収入、款1資本的收入、項1企業債、目1企業債の2,450万円の減額補正は医療器械購入、項2出資金、目1出資金の3,315万8,000円の減額補正は平成28年度に借り入れた地方債の企業債元金の精査と企業債償還金及びリース資産購入費の繰入金の基準外分でございます。

次に、5ページをごらんください。支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費、器械及び備品購入費1,402万5,000円の減額補正はベッドの入札減、項2企業債償還金、目1企業債償還金の13万7,000円の減額補正は平成28年度に借り入れた地方債の企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第13号 平成29年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町水道事業会計予算の補正予算第2回目でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の2億9,687万円を231万円減額し、支出総額を2億9,456万円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。事項として平成30年度水道施設庁舎清掃業務委託に関する債務負担行為、期間として平成29年度から平成30年度、限度額として258万7,000円でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページ目をお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費58万7,000円と目5総係費172万3,000円の減額は、再任用職員1名の退職及び人事院勧告に基づく職員給与費の補正、法定福利費の精査によるものです。

次に、債務負担行為に関する調書は4ページに記載のとおりとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第14号 平成29年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成29年度森町公共下水道事業会計予算の補正予算第2回目でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億6,806万2,000円に15万5,000円増額し、支出総額を4億6,821万7,000円にしようとする

るものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億4,977万8,000円から2,720万円減額し、収入総額を2億2,257万8,000円にしようとするものでございます。

支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億6,523万3,000円から2,164万8,000円減額し、支出総額を3億4,358万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目4総係費15万5,000円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正、人事異動等に伴う法定福利費の精査によるものです。

次に、5ページの資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債350万円の減額は、下水道管渠工事実施のために借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金2,370万円の減額は、国からの北海道各市町村へ配分する交付額の減額に伴い、補助金の減額となったものです。

次に、支出についてであります。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,164万8,000円の減額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正、法定福利費の精査並びに事業の執行精査によるものですが、主に国からの補助金の交付額の減額に伴い、国庫補助事業の工事請負費4,695万円の減額と単独事業の工事請負費2,795万増額となったことで工事請負費1,900万の減額となったことによるものです。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明並びに意見内容の説明を求めます。

○総務課長（長瀬賢一君） 議案第15号についてご説明いたします。

本案は、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定についてです。

去る11月29日に、地方自治法第74条第1項の規定による森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の改廃請求を受理しましたので、同条第3項の規定により、意見をつけて当該請求に添えられた条例案を議会に付議するものであります。

改廃請求の要旨につきましては、資料ナンバー9を提出しております。また、本条例制定に対する意見書を添付しておりますので、ご参照願います。

○町長（梶谷恵造君） 地方自治法第74条第1項の規定に基づき、有権者の50分の1である275人を上回る有効署名数691人の連署をもって、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の改廃請求がありましたので、同条第3項の規定に基づき、意見を申し上げます。

森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例は、平成17年4月に町が保有するグリーンピア大沼の施設整備等の経費に充てるため設置した条例であります。賃貸借契約に基づく賃借料を積み立て、管理、運用をしてきたところでありますが、平成28年12月に当該施設を売却したため、大規模修繕に係る経費を確保するために賃借料を積み立てるという当初の目的は大きく変化しました。しかし、今後におきましても平成38年度まで支出を予定しているグリーンピア大沼株式会社に対する補助金の執行状況を明確にするために、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例は必要であり、本基金を維持し、活用してまいりたいと考えております。

なお、グリーンピア大沼株式会社に対する補助金につきましては、毎年度の予算に基づき、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金交付要綱の規定により支出されるものであり、本条例に基づいて支出されるものではありません。このことから、本条例が存在することとグリーンピア大沼株式会社に対して補助金を支出することとは全くかわりのないことであり、本条例は廃止し、税金が公平に町民のため、森町産業発展のために使われることを求めるという請求人の主張は、全くの的外れで、理解できない趣旨であります。

以上のことから、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止することにつきましては、著しく妥当性を欠いていると考えており、当然に否決されるべきものと確信をしております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明及び町長の意見内容の説明は終わりました。

上程中の本件に対する質疑は、審議の充実を図るため、請求代表者の意見陳述の後に行うこととします。

ただいま議題となっております議案第15号につきましては、その審議に当たり、地方自治法第74条第4項の規定により、条例改廃の請求代表者に意見を述べる機会を与えなければならないことになっております。

お諮りします。議案第15号にかかわる条例改廃の請求代表者の意見陳述については、明

後日 7 日の午前10時から本会議において10分以内で行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号にかかわる条例改廃の請求代表者の意見陳述については、明後日 7 日の午前10時から本会議において10分以内で行うことで決定いたしました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

今回は、12月 7 日午前10時開会とします。

延会 午後 3 時 5 7 分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 5 日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成29年第1回森町議会12月会議会議録（第2日目）

平成29年12月7日（木）

開議 午前10時00分

休会 午前11時10分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定について
- 4 意見書案第1号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 5 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 6 意見書案第3号 医療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 7 意見書案第4号 国際平和のために日本国憲法9条を守り、生かすことを求める意見書
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	10番 久保 友子 君
11番 木村 俊広 君	12番 西村 豊 君
13番 堀合 哲哉 君	14番 松田 兼宗 君
15番 宮本 秀逸 君	

○欠席議員（1名）

9番 小杉 久美子 君

○出席説明員

町 長	梶 谷 恵 造 君
副 町 長	木 村 浩 二 君

會計管理者兼	佐々木	陽市郎	君
出納室長	長瀬	賢一	君
総務課長	澤田	勝則	君
選挙管理委員会	小田桐	克幸	君
書記長併監査長	小井田		君
事務局書記長	川村	勝幸	君
防災交通課長	山田	真	君
契約管理課長	柏渕		君
企画振興課長	住吉	英勝	君
税務課長	千金丸	正由起子	君
収納管理課長	金島	宏	君
保健福祉課長	山本		君
保健福祉課参事	宮崎		君
保健福祉課参事兼	鈴木	修一	君
保健センター長	黒川	安英	君
住民生活課長	寺澤	崇尚	君
環境課長	横山	浩史	君
農林課長	富原	雄昭	君
農業委員会事務局長	落合	美子	君
水産課長	角野	正	君
商工労働観光課長	伊賀		君
商工労働観光課参事	増川		君
建設課長	安藤	弘光	君
砂原支所長	宮崎		君
地域振興課長	渡邊	義教	君
町民サービス課長兼	金丸	孝也	君
保健対策課長	池田	仁志	君
教 育 長	金丸	義樹	君
学校教育課長	坂田	明仁	君
社会教育課長兼	水元	良文	君
公民館長兼	東谷	直樹	君
図書館長	松田	光治	君
生涯学習課長兼			
体育課長兼			
体育館長兼			
青少年会館長			
給食センター長			
さくらの園・園長			
病院事務長			
上下水道課長			
消 防 長			
消 防 署 長			

○出席事務局職員

事務局 長	菊池 一夫 君
次長兼議事係長	村本 政 君
次長兼庶務係長	喜田 和子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定について
- 2 意見書案第1号 教職員の長時間労働是正を求める意見書
- 3 意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 4 意見書案第3号 医療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 5 意見書案第4号 国際平和のために日本国憲法9条を守り、生かすことを求める意見書
- 6 議員の派遣について
- 7 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前１０時００分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるように協力をお願いいたします。また、私語についても慎んでいただくとともに、議場内では議長の指示に従っていただくよう重ねてお願いを申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、久保友子君、11番、木村俊広君を指名します。

◎日程第２ 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第２、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） ここで発言の訂正がございます。

12月５日の黒田議員の一般質問の中で不適切な発言が一部ありましたので、本人の申し出により訂正をいたします。

後刻記録を調査の上、措置いたします。

◎日程第３ 議案第１５号

○議長（野村 洋君） 日程第３、議案第15号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

地方自治法第74条第４項の規定に基づき、本案にかかわる条例の改廃請求代表者の意見陳述を行います。

条例改廃請求代表者は入場願います。

意見を述べる条例改廃請求代表者は、松林哲也さんです。

なお、意見陳述の時間は10分以内となっております。念のため３分前に時間の通知をい

たしますけれども、そのようなことでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、松林哲也さん、意見陳述をお願いいたします。

○請求代表者（松林哲也君） 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の廃止条例の制定の意見陳述を述べさせていただきます。

森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の廃止条例の制定について、直接請求者署名に取り組んできた受任者と協力者、署名くださった方々の思いを代表して述べさせていただきます。

私たち町民がグリーンピア大沼の建物、施設、土地一式を消費税込みの5,000万円で売却し、10年間にわたって売却したグリーンピア大沼の修理等に固定資産税相当額4億8,000万を援助するということをはっきりと知らされたのは、今年1月号の広報もりまちの特集記事です。ちょうど1年前の森町議会12月会議でグリーンピア大沼売却を決議したことで、公表された内容です。率直に言って驚きました。あれだけの資産がたった5,000万の売却である。4億8,000万の援助金つき。一步引いてみて、5,000万の売却は20年間経過した建物や施設ですから、今後の修理や更新も見積もれば考えられなくはないかもしれませんが、だとすればなおさらのこと、修理代を見積もって値引きしたにもかかわらず、値引いたはずの修理代を追加して出すことは考えられません。私は、金融機関人として長年40年近く働いてきましたが、こんな売買なんて聞いたことございません。また考えられません。民間人がこういう売却したとなれば、懲戒解雇です。損害賠償を企業から求められます。そして、まずグリーンピア大沼の固定資産税、年4,800万です。これを資産価値で計算し直しますと約32億の値があるものです。土地が約4億7,000万、建物が27億4,000万、売り値5,000万は資産価値の60分の1以下、この売却は到底考えられません。

こうした思いを1人、2人と共有し合う中、既に今年度分として補助金が1億3,708万を支払われていることがわかり、私たちの税金をこのまま10年間、計4億8,000万もグリーンピア大沼だけにつぎ込んでいいのかと思います。こんな不公平な税金の使い方を許しているのか、そう思います。こうした一民間企業を優遇した補助金の支出は、地方自治法上認められません。公益上必要がある場合に補助金や寄附することができるのであって、売却したグリーンピア大沼は民間施設ですから、公益でなく、私益になることになります。地方自治に反する行為で、許されません。地方自治法に違反した私益に供する行為を認定しているのは、まさにこの森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例です。グリーンピア大沼のために財源を確保し、グリーンピア大沼のためだけに支出することを規定しています。森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例は、森町が所有した昨年12月まではその存在理由がありましたが、売却した以上、他の民間企業や民間施設と同等であり、それらに対してある条件での補助や税金の優遇策等、産業振興上の施策はあり得ますが、民間企業となったグリーンピア大沼だけに限った優遇は不公平であります。地方自治法違反です。森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例は廃止すべきです。

森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の廃止条例の制定を求める署名は、30日間で

744筆を集めることができました。署名活動の中で、知らなかったという方や、やむを得ないのではないという方もおられましたが、疑問に思われていたり、おかしい、どうなっているのと感じたという声も多く聞かれました。また、署名したい気持ちはあるのだけれども、立場上、取引上とか、親戚が役場職員だから、そういう人もたくさんおりました。限られた時間の中、留守で行けずじまいとなった方もたくさんおられます。署名してくださった744名よりも多くの町民がこの森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の廃止条例制定を求めていることを議員の皆さんに知ってもらいたいと思います。

また、町が売却の根拠として、今後10年間で7億5,000万の修理を負担する。しかし、不動産賃貸契約書の中で施設の維持、修理等は甲、町が必要と判断する大規模修繕を除き、乙、グリーンピア大沼が直接行うものとなっています。大規模修繕とは、契約書にも書かれておりますが、ホテル等の躯体工事、上下水道の本管設備、電力引き込み及び受変電設備、それから建物床組みの陥落、没落（フローリングやじゅうたんの張りかえを除く）となっております。

○議長（野村 洋君） あと3分です。

○請求代表者（松林哲也君） はい。

町が広報1月号で提示している修繕改修費の内訳は、大規模修繕に該当するものでないものも多く含まれると思います。また、修繕代を回収できない賃料は、慈善事業ではありませんから、社会的常識や経済的合理性からいっても考えられません。私たちは、この直接請求者署名の取り組みを通して、改めて地方自治、住民主権ということを考えさせられ、歴史的な財産としての民主主義の大切さを実感しました。住民の声が反映される議会、町民の財産や税金が公明正大に扱われ、住民本位で使われる町政であってほしいと強く願うものであります。

議員の皆さん、賢明なご判断で森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の廃止条例に賛成いただきたいと心から訴えるものでございます。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 以上で本案にかかわる条例改廃請求代表者の意見陳述は終了しました。

ここで条例改廃請求代表者は退場いただきます。

これから質疑を行います。質疑につきましては、1人原則1回の質疑に限定をいたします。

（「どうしてですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 原則として進めさせていただきます。

それでは、質疑の方。

（「ちょっと待ってください。どうして今回だけそういう制限がある」の声あり）

○議長（野村 洋君） いいえ、今回だけではなくて、私の指示でやるときにはいつもや

らせていただいております。

（「ほかにありましたか」の声あり）

○議長（野村 洋君） はい、あります。前例があります。もしあれでしたら、後でお教えします。

（「問題です、それは」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

（「住民の声が出ているのにもかかわらず」の声あり）

（「動議の賛成者もないもの。私語は慎んでください」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、質疑を許します。

○6番（檀上美緒子君） まず、質問に当たって、議長の今の進行の仕方には非常に疑義を感じています。とりわけ住民の声が具体的に上がってきている案件にかかわって審議されるにもかかわらず、1回のみ、普通3回となっているにもかかわらず、今回にかかわって1回しか許さないというのは非常に非民主的な運営であるということを強く抗議するものです。

それで、質問に入りますが、4点お願いいたします。町長の名前でこの条例に関する意見書が出されています。それについて質問いたします。

まず、1点目ですが、3段落目の部分ですが、その中に、平成28年度からの状況なのですが、賃借料を積み立てるという当初の目的は大きく変化しましたという記述があるのですが、当初の目的は大きく変化したということがどういうことなのかということをもっとお聞きしたいと思っています。賃貸借契約の状況では、ここにも書いていますように、所有者である町が大規模修繕を請け負う、その部分の経費確保が必要だという規定になるのは当然なのですが、その後売却したのですが、そのときに補助金執行状況を明確にするために必要だというような書き方になっているのですが、経費を確保するための補助金にはならないという、目的が変わったという認識なのかどうか。とすれば、基金条例第1条、この部分では変更がされたのは森町が所有するという最初の言葉だけ削除するという訂正があり、そのままグリーンピア大沼の施設整備等の経費の財源に充てるため、森町グリーンピア大沼施設整備等基金を設置するという規定になっているのですが、これとのかかわりはどう解釈されているのか、まず1点目質問いたします。

それから、2点目ですが、次の4段落目です。中ほどに、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例は必要であり、本基金を維持し、活用してまいりたいと考えておりますと基金条例の必要性を、支出に当たって明確にするためとは言っているのですが、必要だと、そして活用してまいりたいと言っているにもかかわらず、その段落の次、5段落目の最後、本条例に基づいて支出されるものではありませんと言っているのですが、この矛盾をどう考えていらっしゃるのかお聞きします。

3点目です。その次の段落になりますが、グリーンピア大沼株式会社に対して補助金を支出することと本条例の存在の関係なのですが、全くかかわりのないことだという書き

方をしています。私自身は、先ほど言った1点目の条例のこと、そして第6条の規定もそのまま残っていますから、必要な財源に充てる場合に限り、処分することができるという条項がはっきり残っているわけですから、こういうことから明らかに補助金の支出とこの条例は密接な関係があると認識はしているのですが、町長の言葉でいけば全くかわりのないことであるという規定をされているわけです。とすれば、全く支出と条例が関係ないのであれば、なおのことこの条例の必要性はないのではないかというふうに解釈されると思うのですが、その矛盾についてもお聞かせください。

そして、最後、4点目です。同じ段落の部分の後半ですが、請求人の主張は全く的を外れで理解できないという書き方をしています。理解できない、的を外れだという主張は何かというと、本条例は廃止し、税金が公平に町民のため、森町産業発展のために使われることを求めるという、この主張が的を外れで理解できないという解釈をされているわけですが、税金の不正な使い方を認めている基本条例を廃止することが不公平を認めない、公平な税金の使い方にかじをとってほしいという真つ当な、ある意味住民としては当然の要求にもかかわらず、それが的を外れということは一体どういうことなのかという点について。

4点よろしくお願ひいたします。再質問ができませんので、漏れなく丁寧にご答弁願ひます。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えいたします。

まず、4点のご質問でございますけれども、これはほとんど共通いたしまして、私からはまずこの条例の改廃、グリーンピア大沼施設整備等基金条例を廃止する条例を求められたわけですが、まず基本的に、この条例を廃止しても、グリーンピア大沼の補助金を支出しているのはグリーンピア大沼施設設備投資等補助金交付要綱に基づいて支出されているということですから、もともとありましたグリーンピア大沼施設整備等基金条例に對しまして残しておるということは、これから要綱から支出する金額を町民の皆様方が間違いなく幾ら出たのかというのを確認されるために、例としてふさわしいかどうかわかりませんが、金庫として、そこから出たということを明確にするために残してあると、そういう意味でございます。ですから、今4点ご質問されましたけれども、的を外れというのはそういうところからも、この要綱があつて補助金の支出がかなうのであつて、条例が廃止されても補助金としての支出はできるということで、請求されている内容は基本的に要求されていることとは的が外れているということで私は意見書をつけさせていただきました。

以上です。

○13番（堀合哲哉君） 質疑に参加させていただきます。私のほうからは、主に2点について町長並びに担当職員にお聞きしたいということでございます。

まず初めに、今回このように議会で直接請求ということでこの議案が示されたと、町長のご説明ずっと聞きまして、この趣旨を今代表者が述べていきました。その趣旨からする

と、グリーンピア大沼の基金条例を廃止しても、この直接請求運動を起こした本来の趣旨から外れているということなのです。どう採決がされても、補助金は議会の決定どおり支出される。何でこういう直接請求運動があるのか。私最初から狂っているのだらうと思っています。

それで、実はこの直接請求運動というのは、日にち的に8月22日だと思うのですが、そこで要求が出されて、実質運動は9月から始まったと思います。その間、私がここでちょっとお聞きしたいのは、先ほど質問に立った方は民主主義とか民主的とかいろいろな言葉使っていますけれども、果たしてこの署名がしっかり行われたのか。代表者は今数言って帰りましたけれども、744です。これでいくと691人なのです。違いますね。何で代表者は本格請求したときの人数おっしゃらないのでしょうかね、この議場において。何で数を多く見積もったような話をするのですか。減った分、これどういうことですか。教えてください。代表者問題あります。この数というのは、だから運動自身はかなりインチキだ。住民の多くの方が納得しているなんて、納得していませんよ、こんな運動に。もっと書いた人がいたのだけれども、いろんなしがらみがあって書けないなんて、そんな話ではない。そして、聞くとところによりますと、この請求運動に携わった方、ここで示されているように4億円、4億円、ただで上げるの、これだけです。実質これから契約を破棄しないでそのまま10年間たったら、町の説明で7億の金かかる。私は、個人的に7億では済まないと思います。老朽化した建物、これに対する町の大家としての責任が当然問われる。だから、借地借家法を甘く見てはだめなの。だから、住民に負担を与えないために、では役場としてどうすればいいの、この町として。その選択が1月の広報で載せた内容であります。全議員賛成しています。グリーンピア大沼の基金条例のこれは、全議員で改正案は賛成しております。賛成しておいて、1年たったら反対です。運動もやる。こんなばかげた話ない。議会侮辱しているだけなの。だから、先ほど言ったように、なぜ人数が減ったのか、人数が違うのか、これをご説明いただきたい。詳しく言ってください。1回しかありませんので。

それと、もう一つ、この署名、11月22日、縦覧期間というのがございまして、見せていただきました。署名あります。私そこでちょっとお聞きしたいのですが、この署名に加わられるという、そこの部分で公務員は特に考えなければいけない。一般職、例えば自治体でいくと職員、それから臨時職員、そしてパート職員、職員は全然同じだと思います。一般職員はだめだけれども、パートは自由にやらせるとか、臨職は自由ですということはあり得ない。公職なのです。だから、その点を見ると、そういう公職の地位につきながら、町長自身を不信任にかけるといったような内容でこのようなものの運動に走る人たちがいるということです。ぜひ厳しい対応を町にとっていただきたい。とんでもないことです。各種委員で議会に上程をして、町長が推薦して上げて、議会が承認をした。その数カ月後には不信任みたいことやるわけです。こういうこと許しておいていいのですかということ。そのことをまずお答えいただきたいのと、これは先ほど代表者が言いました。住民本位の町政と

言っているのです。そしたら、梶谷町政というのは住民本位の町政やっていないということでしょう。住民本位の町政をやっていないということは、不信任でしょう。それを突きつけているのです。だから、町長はこれは不信任と同じ値なのかどうなのか、町長のその部分の考え方をお聞きしたいなと思います。ぜひよろしく願いを申し上げたいと思います。

それで、議長、先ほどから私ここでしゃべらせてもらっていますが、6番議員が非常にうるさい。一言一言について言うてくる。こういうのは、やっぱり議員としてとんでもない話で、どうも耳ざわりだし、私はしゃべっていて言葉とまってしまう、うるさくて。こういう人は嚴重に注意してほしい。

以上を述べまして、質疑よろしくお願いします。

（「議長、もう一つだけ。終わってしまったのだけれども、もう一点あった」の声あり）

（「だめ、これ許したらずるい」の声あり）

（「まだ次行っていないんだもの」の声あり）

（「終わったんだもの」の声あり）

○議長（野村 洋君） 堀合さん、1回ということで一応原則しておりますので、進めさせていただきますと思います。

○選管書記長（澤田勝則君） 今の堀合議員の質問に対してご説明申し上げます。

選挙管理委員会は、総数744名の署名簿の提出を受け、それを審査して、有効署名の数を691と確定したところであります。

以上であります。

（「理由をちゃんと述べて」の声あり）

（「だめになった理由」の声あり）

○選管書記長（澤田勝則君） 無効になった署名については、数々の事由がありまして、例えば代筆されたときの不備の問題だとか、印鑑だとか、そういうもろもろの事情によりまして無効署名としたものでございます。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私からは2点目についてご説明を申し上げます。

署名をした町職員ということでございますけれども、内容的にはそれ以外にも町から辞令を交付して、そして就任をいただいております各種委員の皆さん方がおりますが、中でも教育委員、そして今年の4月1日から就任をいただく農業委員、そういう委員の方々は議会の承認をいただき、そして任命する運びになってございます。こういうことを考えますと、農業委員さんにつきましては今までは町から直接の任命だったのですけれども、本人が立候補してという任命だったのですけれども、今度は議会の承認をいただくということになりました。こういうことにつきまして考えますと、今までよりも大変責任のある立場になるということでございまして、町からの辞令をそういったことで受理したにもかかわらず、

町に対する批判的な、そういう内容に対して了承して、もしその内容をきちんと理解して署名したのであれば、大変残念なところ、常識を疑うとんでもないところだというふうに考えております。今後もしそういう方がいれば、確かに注意はしなければならないと思いますけれども、今回の署名の仕方を少し勘案したときに、一部分の説明しかなされないで、そして署名活動をされているようです。

そういったことを考えますと、中身を知らないで、お知り合いに頼まれたから、ただ気軽に署名をされた、そういう方々がかなりおるようです。有権者の方からも私相談をされたこともございますけれども、書いてしまったということで悔いておりました。そしてまた、一度署名を提出された後で、やはりその署名を取り消したいということで署名の取り消しを求める請求が提出されている。そういったことから、この内容についてはかなり重みがない。本当にこの条例に対して反対して、全体を含めて理解されないで一部分だけでそういうふうに署名をさせるということは、有権者を惑わす、たぶらかしていることとも共通すると、そういうふうに思います。今後は注意するにしても、今回の件につきまして恐らくこういったことというのは初めてだと思いますので、よく街角で見かける北方領土返還に関してちょっと署名していただけないかと、そういう感覚で署名されたものと、そういうふうに判断をしております。

以上です。

○5番（山田 誠君） 今縷々話が出ていますけれども、直接請求等々を行う場合私は、一人でなくて複数の方々からその内容をよく聞いて、自分で熟知した上で、内容を把握した上でやっていくべきでないかなと、そういうふうに思っている。今町長言ったように、若干ぶれている部分もあるのかなというような気もしますし、また1つは、自治用語的に難しい言葉もございます。それで、今問題になっております意見陳述されたわけですが、基金条例と補助金要綱、いろいろありますけれども、今問題になっているグリーンピア大沼の施設等の経費としてやっているわけで、あくまでも基金条例は施設整備等の経費の財源に充てるものであるということ。それから、もう一つは、補助金等についてはグリーンピア大沼施設整備等補助金要綱の第3条に基づいて補助金を出すと。これは、1つ目は施設の維持及び利用向上を図るための施設整備の投資費であります。2つ目は、日常的な保守点検を除く設備改修費だ。3つ目は、町民に対する住民還元サービス施設の経費だ。この3つうたっているわけなので、この3事業のみだけ10年間補助するものであって、このたびの基金条例廃止の請求の趣旨は適合しないと、私はそう思っていますけれども、町長いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

まさに山田議員おっしゃったとおりでございます。今も町民の皆さんグリーンピア大沼にもう既に行かれて、内容等について中身が変わって非常にきれいになったと、それから使いやすくなったと、非常に好評を得ております。こういったことから、お客さんはどこに行くかという、古くて汚い汚れているところにはやはり観光客って来ません。大沼の

周りには、もとのプリンスホテルもリニューアルされました。そしてまた、湖畔に非常に高級感あふれるホテルが昨年も開業いたしました。そして、皆さんご存じのように、これからまた大きな投資があるということで、グリーンピア大沼がもしこういった改修がなされていかないと、当然そこにお客さんが来ない。勤められている町民の方々の報酬や、それから町内から調達される、そういう食品、いろんなものが減ってくるということで、まず基本的には設備投資に対する、改修に対する補助の要綱だということで、これは議員の皆さん方も十分理解されていることだと、そのように思っております。今後もそういったことで、10年間きちんと今までどおりの事業を遂行させるという義務がございますので、それに対する支援策として私どもも取り組んでまいりたい、そのように思います。

以上でございます。

○7番（河野彦彦君） 今回の廃止の提案というものがもし通ってもグリーンピアの補助金の支出は変わらないというのであれば、このたびの提案というのが功を奏さないのかなというふうに感じているところでした。

町長の意見書の中で、先ほど檀上議員からもあったのですが、全般的な外れで理解できないというような記載ですとか、先ほど町長の発言の中でこの署名に重みがないですとか、中身を知っていないという発言。結果的に691名かと思うのですが、こんなに多くの町民の意見であることは間違いないと思うのです。中の方々の理解度はわかりません。ただ、そういった方々の行動を重みがないという発言はちょっとよろしくないのではないかなと思いますので、その辺もう一度町長の考え方といいますか、お知らせをお願いします。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

言葉の使い方で勘違いされたりすることもあると思いますけれども、全くそういう方々が中身を理解して書いているのであれば、本当に全て重要と申しますか、どれも大事なのですけれども、ただ基本的にまず請求人の主張は本条例を廃止し、税金を公平に町民のため、森町産業の発展のために使われることを求めるという内容でした。代理人としてこの申請書を受け取りに役場の窓口に来ました檀上議員ですけれども、9月1日付で函館地方裁判所にほか7名の原告とともに補助金の支出差し止め請求を求めて裁判を起こしております。本条例が補助金支出とはかかわらないということをこの時点で既に知っていたと、そのように私は思っているのです。それにもかかわらず、そして担当者からこの条例を廃止することと補助金の支出を差し止めることは、それは全然別ですよと、そういうふうに説明されているにもかかわらず、それでもいいのですということでその書類を受理されていた。ということは、最初から補助金を差し止めできないことをわかっていて署名活動させた。もし請求人に、代表に伝えていないとすれば、それは非常に有権者に対する侮辱、冒涇だと、私はそのように考えます。

そして、先ほども申し上げたとおり、議員自身も署名活動に協力していました。そういった署名をした方々の中には、きちんとした説明は受けていないと、要するに先ほど言っ

た補助金だけを何億も出すのですよ、そして売ったのはたった5,000万ですよ。全体の中身をきちんと説明されないでそういう署名活動に歩くということは、書いた方はそこだけしか聞いていませんので、恐らく重要なことだと思って、私もそうです。ただそれだけであれば無駄遣いだというふうに思われますけれども、トータル、先ほどほかの議員さんも申し上げましたけれども、トータルで今のところ10年間で7億5,000万の修理費がこれからかかっていくということが大体判明をしております。しかし、恐らく陰に隠れている目に見えないものというのはもっともとあるはずですよ。これを今までどおりに進めていきますと、グリーンピア大沼からは10年間で2億円の賃料が入る。そして、7億5,000万であるということは、5億5,000万の町からの持ち出しです。この財源は、町では出せません。一方、昨年度全体でまとめた話は、町からは一銭も支出がないです。持ち出しはありません。持ち出しがなく、その内容として補助も出して、そしてグリーンピアも営業をきちんと続けることができるという、そういうウイン・ウインの内容のことで結果的にまとめさせていただいたと、そういうことです。

そういうことから、先ほど不信任というお話がございましたけれども、要は5億の持ち出しをすることで町で今現在されている高齢者の福祉事業、それから子供たちを育成、支援する事業……

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○町長（梶谷恵造君） そういう多くのそういった町の補助事業に支障を来す……

(何事か言う者あり)

○議長（野村 洋君） 静粛に願います。

○町長（梶谷恵造君） その補助事業に対しての予算を執行するための予算を確保したと、そういうふうに私は思っているのです。ですから、この改廃に対して中身を考えますと、当初申し上げましたように目的と行動が著しくかけ離れている、こういったことを改めて訴えたいなど、そういうふうに思います。

議員の皆さん方には、これに対しては当然に否決されるべきものと、そういうふうに思いますので、それを申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 今までの話聞いていまして、こういうふうなことに至った経緯の原因というのは、私はこの問題が起きてから町長の答弁の中で何度も町民に実際に説明すると言っていたわけです。それやらなかったことが一番の原因なのではないかと私は思うわけですが、その辺に対してどう思っているのか。

それと、先ほどからこの条例に基づいた形と補助金の支出は全く関係ないのだという話になってくると、この条例なくても構わないわけですよ。と私は思うわけです。なくても別に出せるのだったら、その請求人に対してどうのこうのというよりも、支障がないですよ。何でこういう条例を設定したのかなと改めて思ったり、あるいは……

(何事か言う者あり)

○14番(松田兼宗君) ちょっと黙っていただけます。堀合議員の発言の時間ではありませんので、よろしいですか。

○議長(野村 洋君) 発言中は静粛をお願いします。

○14番(松田兼宗君) 議長、きちっととめていただきたいのですが、隣で発言されると非常に目ざわりなものですから、申しわけありませんが、とめていただきたいと思います。

○議長(野村 洋君) どうぞ。

○14番(松田兼宗君) それで、ほかにこういう条例全体が、この場ですぐそういうことを調べられるわけではないとは思っていますけれども、不要な条例ってまだあるのかなと、あってもなくてもいい条例というのは。だから、そのことを考えた場合に、今回のこの条例もその一つだと私は思うわけですが、もしこの時点でわかれば、まだそういうのはあるかもしれないと思いますから、その辺あればお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長(梶谷恵造君) お答えします。

昨年議員の皆さん方に全員協議会として4回、それから12月の会議の中でも全てご説明を続けてまいりました。グリーンピアに関しては、1回このグリーンピアに関してご説明いたしますと約2時間、これを4回にわたって丁寧に全てご説明させていただいたと、そのように私は思っております。その中で、今松田議員が町民への説明をするということで、確かに町民への説明も求められた内容もございました。しかし、私からは皆様方に、これは時間との闘いだと、これがみんなに説明をして、そしてもう一度練り直すという内容ではない。よく他の同僚議員もスピーディーに決裁して政策に実行を移すと、これがまさにそのいい例だと、そのように私は思っております。タイミングを逃したら、これは買い取らないという、契約は不成立になる。こういう期間を区切られた中で、町民に対する説明というのはする時間がありませんでした。確かにそれについてはおわび申し上げなければならないなど、そのように思いますけれども、あくまでも町民のためのことを考えての取り組みでございます。そして、提案されたところ、議員の皆さん方には大多数のご賛同をいただいて売却に至ったということからも、今までご説明した内容を皆様方から逆に皆様方を支援する町民の皆さんにご説明いただければ、それでも十分通用すると、そのように私は考えております。それ以外にもいろんなところで聞かれた場合に、私は全て町民の方々にお話しさせていただいております。また、移動町長室という例もございますので、町内

の町内会、もしくはいろんなところで町長来て説明していただけないか、そういうご請求があれば、説明にも赴きたいと、そのように思います。

以上です。

○副町長（木村浩二君） 条例関係につきまして私から答弁させていただきます。

この条例につきましては、グリーンピア大沼からの固定資産税見合い分、これを積み立てるということでございますが、本来でありますと、税ですからこれは一般財源になるわけです。これは、どこに積まなくても一般財源として扱うということになるのですが、そこはグリーンピアから上がってきた固定資産税をここに充てるというふうに見えるような形でしたいということは、議会側からも要望がありました。それに基づき、この条例を整備したわけでございます。今後につきましても、この条例を活用しながらグリーンピアに支援してまいりたいと思っております。

また、ほかの条例、規則等につきましては、必要性があつて設置しているということでご理解いただきたいと思います。

○４番（黒田勝幸君） この条例の廃止に当たっては、有権者の50分の1、森町とすると275名ということでございますので、それを大幅に上回る有効が691ありました。それで、私もこの期間中見せていただきました。どういう方々が署名、捺印したのかなと思って見ました。そしたら、先ほど来あれしているとおおり、町民はもちろんのこと、役場退職されたOBというのですか、そういう人とか、また先ほど職員だとか、パートだとか、臨時だとかいろいろありました。それ見たら、私の知っている人もたくさん署名していたのです。それで、数名電話かけたのです。署名したことを何も責めているわけではないけれども、どういう署名の仕方したのですかと。署名というのは、署名活動に歩いた人おりますよね、その人たちがどういう説明をして、それをどれだけ理解して署名したのですかと聞いたら、さっぱりわかっていないわけ。さっき町長言っていましたよね。わかっていないのです。わかっていないで署名した人がかなりいるのかなと私思ったのです。私何名かかけたけれども、みんなそうなのだ。何で署名したのだと言ったら、同じ町内にいるとか、町内会活動一緒にやっているとか、来た人知っているとか、そういう感覚で署名した人が多々あるのかなと、私そう思っているのです。だから、有効になった691名の人たちで本当に真からこのことを理解して署名した人がどれだけいるのかなと私疑問に思っている部分があるのです。先ほど演説語った人は、廃止条例の意見書しゃべった人は、いろんな事情で署名できないという人もいたと言うけれども、署名した人でも理解しないで署名している人もいるということなのです。そういうことからいって、今までずっと町長も言っていたけれども、議員協議会、議会本会議の中で十分議論されて決まったことでありますので、これはやっぱりずっと履行していかなかったらとんでもないことになるよね、逆に今度。だから、私はこれはこれで進めていくべきだと、こういうふうに思っております。

○議長（野村 洋君） 質問でないのですか。

○４番（黒田勝幸君） 私の言っていることに対して、町長ご意見ありましたら、お願い

します。

○町長（梶谷恵造君） お答えします。

内容としては、私先ほども申し上げさせていただきました。そういったことで、町内皆さんほとんど知り合いです。それから、ふだんのおつき合いで、ちょっと書いていただけないかと言うと、ふだんのつき合いを壊したくないので、断るわけにもいかないというのが結構な人数の方がいらっしゃったのかなと、そのように思います。それで、たとえ町からの委任をしていただいている方についても、次は気をつけていただかなければならないというふうに考えておりますし、今後一応きちんとした注意の仕方をしていかなければならないと、そういうふうに思っております。

いずれにしましても、最初からわかっていてこういう行為をするというのは非常に有権者を欺く行為ですから、こういったことを許すということはなかなか問題があると、そういうふうに思っております。今後については、こういった行為をきちんと戒めて、決してしないというか、きちんとしたことであればいいのですが、筋の通らないことは取り組まないということで進めていただきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにいいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

これから討論に入りますけれども、念のため申し上げておきますけれども、森町議会の慣例によりまして反対討論がなければ賛成討論は受け付けませんので、そのようなことで進めさせていただきます。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村 洋君） 議長の指示でございますので、従っていただきます。

（「動議」の声あり）

○議長（野村 洋君） 賛同者いらっしゃいますか。

（「動議の中身も聞かないで賛同者募るんですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 要は私の進行に反対だということなのでしょう。

（「そうです」の声あり）

○議長（野村 洋君） 賛成討論をさせなさいということでしょう。

（「だから、ちゃんと理由も含めて動議を言わせた上で、その動議に対する賛否をとるのが普通の議事運営の仕方じゃありませんか」の声あり）

○議長（野村 洋君） 議事運営の仕方はそのとおりでございますけれども、森町の慣例に従いまして行っております。目下このようなことについては、議会改革で現在いろいろと審議しておりますので、それまではこのような慣例の進め方で進めさせていただきます。

（「そんな慣例どこにあるんですか」の声あり）

(何事か言う者あり)

(「それはない。だって、職員の研修のときにそれについてはもう結論
出されているんですよ、議会運営の問題にかかわって」の声あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時01分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

◎動議の提出

○議長(野村 洋君) まず、それでは動議を許しますので、発言をしてください。

○6番(檀上美緒子君) この問題は、先ほど代表者が発言したように、実質的に集めてお話しした方は744名です。そして、選管の方が言われたように、代筆だとか、または署名にかかわる不足の部分があったということで減ったという状況もありますし、町長や先ほどの発言の中であったように、よくわからないけれども、あなたが頼むのなら間違いないでしょうねという形で……

○議長(野村 洋君) 簡潔に。

○6番(檀上美緒子君) そういような形で多くの町民がこの問題について関心を寄せている問題、それが条例として提起されたわけです。そういう願いに対して反対をするならわかります。反対があるということはわかります。であれば、なぜきちんと、そういう町民の声が上がってきているけれども、それは受け入れられませんという討論がないのがまず私は一番不思議です。しかも、ないならないでも構いませんけれども、そういう思いをしっかりと改めて代弁者として語る場を保障しないということは、町民の声を無視するということになるのではありませんか。そういう意味から、そして……

(「議長、とめないとだめだ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 檀上議員……

○6番(檀上美緒子君) 議員研修の場で賛成討論しかない場合であってもやるのが本来だと、ただしその内容についてはよいしょするような内容にならないような配慮は必要だということなのではけれども、そういうような渡島的な判断もあるわけです。ですから、とりわけこういう直接請求として上がってきた案件にかかわってはきちんとした討論を保障するべきだと思います。

○議長(野村 洋君) 賛同の方いらっしゃいますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 檀上議員、賛同者がいなければ許すことはできませんということですので、動議は不成立でございます。

◎日程第3 議案第15号(続行)

○議長(野村 洋君) それでは、討論につきましては特に反対がなければ、これで討論を打ち切ります。討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。あくまでも条例廃止に賛成の方は起立でございます。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第3、議案第15号は否決されました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第4、意見書案第1号 教職員の長時間労働是正を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第4、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第5、意見書案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数でございます。

よって、日程第5、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第6、意見書案第3号 医療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第6、意見書案第3号は、否決されました。

◎日程第7 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第7、意見書案第4号 国際平和のために日本国憲法9条を守り、生かすことを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。

よって、日程第7、意見書案第4号は、否決されました。

◎日程第8 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第8、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元

に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第9 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(野村 洋君) 日程第9、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

ここで檀上議員に注意をさせていただきます。今回の基金条例を廃止する条例案は、もし可決されたとしても、12月5日に説明があり、さらに今の質疑の中にも加えられていたように補助金を支出する点では何の効力もないものと認識をしております。あなたも今は現職の議員であるのだから、行動を起こすには物事をよく調査し、確認をしてからすべきであると思います。議会のルールをしっかりと守っていただきたいと思います。また、町民に発信する情報は事実と相違のないことを正確に発信したいと思います。グリーンピア大沼のことは現在係争中なので具体的な表現は避けますが、事実と食い違う情報が一部見受けられます。このようなことで町民は混乱し、ひいては森町議会の不信につながります。確認できないことや紛らわしいことは発信を慎むように厳重に注意いたします。

以上です。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして平成29年第1回森町議会12月会議に付議された議件の審査は全て終了しました。

よって、平成29年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前11時10分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員